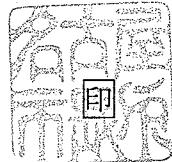


行政文書一部公開決定通知書

27市経名整第63号
平成28年1月19日名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成27年12月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成27年11月29日開催の「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会」 1. 議事録、2. 配布資料、3. 録音				
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	午前 平成28年 / 月 日	時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）			
行政文書の公開の方法	1. 閲覧 ②. 写しの交付 3. 視聴				
行政文書の一部を公開しない理由	公開請求に係る行政文書「3. 録音」については外部委託のため作成又は取得しておらず不存在のため、非公開となります。				
備 考	<決定を行った所管課・公所> 市民経済局名古屋城総合事務所整備室 TEL:052-231-1700				

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

- 注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
 2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3153（直通） FAX:052-972-4127

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による
公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会(第1回)

日 時 平成 27 年 11 月 29 日 午後 2 時より午後 4 時 15 分まで

場 所 名古屋城 西の丸会議室

出席者 評価委員

大森 文彦	東洋大学教授／弁護士
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授／公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長
川地 正数	川地建築設計室主宰／中部大学非常勤講師
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授
古坂 秀三	京都大学教授

名古屋市

河村 たかし	名古屋市長
北角 嘉幸	名古屋市長特別秘書
宮村 喜明	名古屋市市民経済局長
千田 博之	名古屋市市民経済局副局長
下山 浩司	名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所長
寺本 秀樹	名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所主幹
前田 行成	名古屋市市民経済局企画経理課長
名和 浩一	名古屋市財政局契約部主幹
山口 啓一	名古屋市住宅都市局営繕部企画保全課長

事務局補助

篠原 佳則	株式会社安井建築設計事務所
桂川 清彦	株式会社安井建築設計事務所

欠席者 片岡 靖夫

中部大学名誉教授

三浦 正幸

広島大学大学院教授

議 題 ①技術提案・交渉方式の適用の可否

②技術提案範囲・項目・評価基準

③参考額の設定方法

④交渉手続

配布資料 資料1 名古屋城天守閣の概要と経緯

資料2 事業想定スケジュール(案)

参考資料1 平成 24 年度「名古屋城天守閣木造復元概算経費・工期算出調査報告書」抜粋

参考資料2 公募型プロポーザル実施公告(案)

参考資料3 實施説明書(案)

参考資料4 業務要求水準書(案)

参考資料5 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル実施要領

参考資料6 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル実施に関する事務の取扱い

参考資料7 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領

議事録

下山所長) ただ今から名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会開催をさせて頂きたいと思います。それでは会議開催にあたりまして、河村市長よりご挨拶を申し上げます。

河村市長) (挨拶)

下山所長) ありがとうございました。それでは、本日は第一回目ということでありますので評価委員の先生と事務局の紹介をしたいと思います。(出席者紹介省略)
それでは議事に入らせて頂きます。

※議事進行は河村市長により瀬口哲夫名古屋市立大学名誉教授が任命

瀬口委員) 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式について、議題が4つあがっています。まず技術提案・交渉方式の適用の可否、二番目が技術提案範囲・項目・評価基準の妥当性、三番目は参考額の設定方法の妥当性、四番目が交渉手続の妥当性ということで、順を追って進めさせていただきたいと思います。時間がありませんので早速、まず議題1の技術提案・交渉方式について説明をしていただきたいと思います。

寺本主幹) (説明)

瀬口委員) 最初に技術提案・交渉方式を採用したいという根拠に基づいて提案しているわけですけれども、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

河村市長) 初めのいきさつで言いますと、先ほど言いましたように名古屋市は本丸御殿だけやって天守閣は耐震改修を行うとしていましたが、十何年、二十年もかかるという話でした。その後いろいろ調べてみましたがそうでもないということでした。私が中部地方整備局に現状どういう建築方式があるのかと聞きましたら、それなりに始めて建てるときに役所が発注者側として仕様書がこれだと決まってない場合には技術提案・交渉方式というものが、去年の6月に公布、即日施行の法律で出来ましたと言われました。契約方式だけで1年以上揉めていたので、まさしくそれだということになりました。その後、この間、麓先生のところで、石垣の工事の技術は大変に議論になることだというような話がありまして、民間の知恵を頂いていこうと思い、いまでは本当にこれでいいのだと思っております。

古阪委員) 確かに去年の6月に法の改正でこれが出来ました。ただ、6月に作ったのは土木向けのことが中心で建築は時期尚早ということで避けました。公共工事の場合に予定価格制度を取り込むということで、どこまで施工者側のノウハウを入れながら検証出来るのかというのをよく考えないといけません。いまのこの案はいいと思います。こういうことでやっていくという構えは良いのですけれど、様々な詰めの段階のところをよく検討しないとルールが破綻する可能性があります。特に公共工事の場合、どこまで情報を出していくのか。この契約は二段階あります。二段階目をやるときに予定価格を始めから見せておくことになってしまふ。そうなると、名古屋市としてどういうルールが用意されているかが問われますので、そのところを検討しないといけない。

河村市長) 都市高速がやって、北海道がやりたいと言っているような噂があります。初めてになりますけど、中部地方整備局がまさに相応しいのではないかという話がありました。

古阪委員) ただ、ものの問題より制度が本当にきちんと出来るかという部分は、まだ営繕が検討段階でその検

討がどこまでやられているか、まずそれを知る事が必要です。中部地方整備局といえども建築向けは本省の營繕がどういうガイドラインを踏まえたルールを作るかによることになります。

瀬口委員)營繕部はそれなりの検討をしているわけですね。

山口課長)中部地方整備局には打ち合わせをさせて頂いて、国土交通省の窓口の方ともお話しをさせて頂いております。先生がおっしゃるようにいろんな課題がまだこの方式にはあることは分かっておりますので、その都度、問題があれば上京して相談の方は引き続きさせて頂きたいと思っています。

古阪委員)そういう前提であればその選択のルールというのはいいと思います。

瀬口委員)他にはどうでしょうか?

川地委員)あえて確認したいのですが、例えば2頁のこのBは、施工部隊によらずとも、必ずしも設計で出来なくもないということからすれば、この二番目の技術協力・施工タイプという考え方もあるのではないかと思います。新国立競技場はもう実設計がかなり進んでいる中で施工部隊が入り込んで結果的に機能しなかつた。いま新国立競技場は設計交渉・施工タイプで進んでいます。この3つの中ではそういう意味でも設計交渉・施工タイプかなと思います。このB以外でこれに決める要因があった気がするのですが、そのあたりをご説明頂ければ幸いです。

寺本主幹)今回のものは机上の理屈の中だけではなくて、現実にシミュレーションしながら実際のものをやはり作っていかないと出来ません。今回のような非常に大規模な木造建築物でそういう事例はありません。建築基準法第3条第1項4号というのはご存じのように構造評定、ないしは防災評定ないしはそれに近いものを取っていかなければなりませんので、これはやはりそれだけの経験のあるところが実際にシミュレーションしていくとなかなか難しいところがあるのではないかということで、ゼネコンの設計と、そのゼネコンの施工能力、それからやはり仮設計画につきましてはゼネコンの能力というのを使うことになると考えます。ただ、木造の歴史的建造物であるということについては、逆にゼネコンではないというふうには考えていますが、物理的なもの、構造的なものの検証、そしてそういうところに歴史的なものの知恵をお入れいただいて一緒にやっていかないとなかなかこれは現実として厳しいのではないかという考え方でこのBというのを考えた訳でございます。

川地委員)その説明もいいのですが、やっぱり一にも二にも工期の問題がある。設計交渉・施工タイプを選んでいるのは、まさに工期の問題から選んでいるのではないかなど理解をしています。

瀬口委員)工期を想定出来るのはこの設計交渉・施工タイプ、技術提案・交渉方式、設計・施工を分離するとその辺が曖昧になるということですか。工期間題があるというのは設計交渉・施工タイプを入れるもう一つの理由ではないでしょうか。

下山所長)こここのBのところで言っておりますのは設計の品質確保、または効率的な設計には施工業者による設計が必要になるということでございますから、その用件の中にはいま先生がおっしゃったような、工期・コスト・構造、その様々なものが実際にあるというふうには考えますので、その中に工期があつて、ゼネコンの力というのも先生のいう通りだと考えます。

瀬口委員)安井さんは如何ですか。

篠原氏)今回の話はこれだけの部材を調達することが前提にあって、それによって設計も変わってくる可能性が非常にあると思っています。そうすると木材の調達ということはやはり施工会社が決まっていて調達出来る木材を見ながら設計をしていくということがどうしても必要となります。これらは設計事務所が設計してやっていけば出来るかもしれません、時間と手間が工期の話が無かったとしても結構大変になると思うのです。で

すから今回最初の段階から施工者が設計をして一体となってやっていくということでないと、なかなかこれだけの大規模な木造のものは実現しないのではないかと思います。

瀬口委員)いま議論していたこの方式は妥当であるかご意見を頂いている訳ですが、それをちゃんと支える、あるいは反対する論理と言うのは大事というご指摘ですね。ですから木材の調達とかコスト等についてはどこか文言入れた方がいいでしょうか。

古阪委員)この方式でいくとして、その次には何を目的にするかが問題になる。というのは、工期もあればお金もあれば仕様もあれば何を優先するかって問題ですから。いまここで工期だけを取り上げて議論するのは妥当ではないと思います。

瀬口委員)それでは他の委員さんどうでしょうか。いまの技術提案・交渉方式の適用についてのご意見をお願いします。

大森委員)結論は別に良いのですが、Aの文章は修文しておいた方が良いと思います。バリアフリーはワンオブゼムに過ぎないので、入れない方がいいと思います。考え方が決定していないことや工法が確定していないことなど仕様の前提になる条件が不確定な状態というので十分だと思います。

Bですが、設計条件を決めるためには施工の方法を決めなくてはいけないというのが今回だと思います。どのように施工するかによって設計の内容が変わってくる。このような場合、設計交渉・施工タイプしかないのでないかと私は理解しています。

もう一点だけ。実は施工者による設計についてですが、確かにガイドラインには書いてあるのですが、これは土木が基本になっています。建築の場合、建築士法によって建築士事務所に所属する建築士しか設計できない。施工者も建築士事務所登録をもってないと出来ません。そういう意味で、一般の方には誤解を与えるかもしれない。施工者による設計ではなくて、将来、施工者の立場に立つ人が事務所登録して建築士の資格を持った者が行う設計です。正確にはこういう意味ですので修正文はお任せします。

瀬口委員)ジョイントはゼネコン、施工者のジョイントで設計者は外部の設計事務所は加わらないのですか。

大森委員)加わって結構です。

瀬口委員)実際は大森先生が言われたように建築界では設計と施工は全然関係別だから、設計の資格がある人しか出来ませんよね。ただゼネコンの中の設計資格をもっている人もたくさんいるし、外へ頼んでも良いということですね。

大森委員)そうです。

小野委員)私は大森先生の後を受けて、いわゆる設計・施工タイプというからには、いわゆる設計というのが、施工法を踏まえた形で設計を考えていかないと、短い期間の中には納まらないということです。従って大森先生が言られた施工者によるのではなくて、たとえば施工法を踏まえた形、いわゆる施工技術を考えた上で全体の設計をするという内容にすべきだと思います。

それからもう一つは先ほどちょっと川地先生が工期のことがあるからこれを選ぶのではないのかというのは、私はちょっと逆に感じます。本来工期のことが評価に入るのは変で、むしろ設計・施工タイプは参考額も設計する側が出す形になっているのです。だから工期の評価は要らないのではないかなど思います。この方式を取る前提として目標に工期とかコストとかがあるわけです。それを受けて先ほどの施工法を踏まえた設計をする上では、当然工期のことを考へるのは必要だと思います。設計だけやってまた次ぎに施工がどうだとかいう話になるのはうまくないだろうという感じはします。

瀬口委員)そうするといま二つありました。一つは2頁の施工者による設計ということは多分国交省のガイドライ

ンそのままコピーですね。それではこれを名古屋市がそのまま使うと建築界に悪い影響を与えるのでちょっと修正してもらう、いまの意見を踏まえて修正するという方がいいのではないですかね。それは出来ますか。

古阪委員)大森先生がおっしゃったように設計と施工と発注者という三者の関係が建築の世界にはある。土木の場合はコンサルタントが発注者に図面を納めて発注者対施工者と二者の関係で工事が進むのです。全く違いがありますので選定方式といつても国交省が出たから何でも良いのではないのです。ですから當縫が慎重に検討せざるを得ません。建築の世界のルールをきちんと押さえないといけません。

瀬口委員)それは修正をして名古屋市版にして差し障りがないと思います。むしろそういうふうにしないと建築界から逆にいろんな意見が出てきますのでそこを修正して下さい。それから二番目のコストやなんかは入れないっていうのは、十分に検討してもらって、三番目のこれをプロポーザルに出す前提条件っていうのがどこかにあるのですね。この選定方式の所じやないのですけど、期間とかあるわけでしょう。あとで出でますのでよろしいですか。この方式の適用の可否で大体みなさん反対という意見はなさそうで、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

瀬口委員)それでは二番目に進ませて頂きまして技術提案範囲・項目・評価基準の妥当性について、いろいろ御意見を伺いたいということで、資料の説明をお願いいたします。

寺本主幹)(説明)

瀬口委員)御意見・ご質問お願いしたいと思いますがどうでしょう。

河村市長)安井さんはどう考えられるか。

篠原氏)別紙2の方の配点がそれぞれの項目ごとに20点、10点と細かく入ってきていて、これが本当にうまく評価出来るかどうか、ちゃんとした案としてこれで選ぶことが出来るかどうかについては疑問をもっています。だから今の段階ではもう少し大括りに見ておいて、もう少し議論進めていく中で細かくあることはあってもいいのかもしれません。

瀬口委員)配点のことについて意見がありました。市長さんからは大勢の人が出来るだけ参加出来るような技術提案書の納め方を希望していましたがいかがでしょうか。

古阪委員)工期とかお金とかどういうものを尊重するのでしょうか。市長の話でオリンピックとかおっしゃっているけども、いろんなところもオリンピックに向けてやっているわけです。お金についてはオリンピック時に限定した工期を本当に尊重したら倍かかるかもしれない。それだったらもう少しゆっくりした方がいいこともありますが、そうではないというのでしたら市長が決済されるのだから最終的には責任取りますということになってしまいます。ですからそこの部分は一番重要なと思います。それをお決めになるのは名古屋市民の人たちだし、その代表は市長ですね。我々はそれに向かっていろんなアドバイスは出来ますけれどもこれなのだという話にはなりません。スケジュールということがもうちょっと説明されないと困ります。

下山所長)スケジュールの話ですが、まずは先ほど説明がありましたように別紙2の方に工期と致しまして「天守閣木造復元工事については完成期限が平成32年7月31日以前であること。石垣等その他の部分については天守閣の竣工後9年以内であること」ということがありまして、これは名古屋の市議会での議論、あるいは私どもが考える中でまずはオリンピックまでに出来るのであればそれは目指すべきであろうという中で、これを必須項目の工期として入れさせていただいております。その上で配布資料一覧という別の綴りの中でございますが、その資料2で事業想定スケジュールという表があります(表の説明)。

瀬口委員)あとは予算ですね。

下山所長)予算については資料③の参考額の設定方法でございます(③の説明)。

古阪委員)さきほど天守閣を案内していただいた時に、木曽の檜を使って、山から伐つると乾燥等まで含めて工期はこれぐらいでこの額でいけるのかという話をお聞きしました。だとすれば、およその目途を立てた上で条件にしないと現実的ではない。山から材を伐ってきた場合、1年ぐらいは乾燥させなければいけない、そういうこともあります。

瀬口委員)検討されましたか。

下山所長)例えば、木材がいま市場にどれだけあってすでに乾燥した材がどれだけある、今後伐採をして使っていく木がどれだけあるということも含めて今回は提案をいただこうと思っています。そういう条件・前提でございます。

古阪委員)普通の考えでいうと両方をまとめて提案させる方が合理的じゃないかという気がしますね。いまおっしゃいましたがゼネコンとかの様々な知恵がありますよね。そういうものを勘案すると、本当にオリンピックに合わせるのを大前提にしてそれを契約条件にしながら考えるのか、そうではなくてたとえばリニア開通時に間に合えばいいとして、それまでの間で一番安定した工事のやり方でやると、品質も良くてお金的にもひょっとしたら低いという提案をするかもしれない。そういう意味で言うと二つの提案を同じグループから出させるってこともあります。オリンピックっていうのはオリンピックの会場になれば絶対条件ですけどね。そうでなかつたら、今日挨拶で市長がおっしゃったようにオリンピックに間に合わせるという大目標があればそれはそれでいいと思います。

河村市長)世界へアピールするという。

古阪委員)一方では非常に逼迫した財政状況の中では二つの案という選択肢はもっておいた方が市としてもいいのではないか。しかし、これでやるんだという大目標があるのであればそれはそれで我々はその点を了解した上で次の選択を考えます。

河村市長)そこは逆に早くやって欲しい。財政につきましては名古屋市債発行すれば、税金は多分1円もいらないですね。全額名古屋市債発行しますと、いま名古屋市債が大体年間1500億円発行しているのですけれど、半分新規で半分買い換えです。0秒で売れます。いまだたら財政危機というのは実は嘘でございまして、ものすごい金が銀行に余っています。

麓委員)名古屋城跡は特別史跡という文化財なので復元工事をするときには文化庁の復元検討委員会に試案を諮って、そこの許可が得られないと工事そのものに着手出来ません。先ほどの事業想定スケジュールにはそれが全く入っていないですね。少なくともそれが得られないと工事着手が出来ないわけですね。許可申請はゼネコンなどに出来るわけではなくて、やはり市や県の教育委員会経由で文化庁に申請しなくてはなりません。そういうことがある一方で、業務の実施方針のところの業務内容の理解度には、特別史跡内の業務であることとか、史実に忠実な復元であることということは書かれているんですけど、じゃあ、特別史跡内でどこまで許されるのかだとか、史実に忠実な復元というのはどの程度までのことを言うのかっていうことについては、多分一般の建設会社では大きな所でも普段そういう仕事はしていませんからわかりにくいと思うのですよね。ですからもし設計条件・施工条件ということで事前に提示するのであれば、その辺をどこまで許されるものかということについてある程度示してやらないと、応募する方も難しいと思うのですけどね。

寺本主幹)資料の4に業務要求水準書というのがあります。(特別史跡における条件の説明)こちらに書いてあります。これは文化庁に行きまして内容のご確認をいたしております。

麓委員)ここに書かれているようなことはごく基本的なことで、実際に設計しようとしたらこれが触れることになるのか、可能のことなのかという判断に随分迷ってくると思うのです。そういうときに、先ほどの別紙1求める技術

提案書、別紙1の工程計画のところで調査・設計(文化庁との協議・手続き)と書いてあるとおり、文化庁との協議・手続きを設計業務の中として候補者にやらせるのか、それともそれは市がやることなのかなっていうことの判断をはつきりさせておく必要がある。

河村市長)それはまあ私どもがやります。しかし業者さんにもやっぱり行って欲しいですね。年に2回、3回ともっと会合をやって下さいとかね。

瀬口委員)よろしいですか。

麓委員)まずは文化庁の復元検討委員会が通らないと実現しない話ですから、そうすると点数の配分みたいなことがどうなるか。

下山所長)いまのお話しでは文化庁の現状変更許可はこれも必須になりますから、それはまず提案をいただく際の前提条件にもなりますし、通常で行くと基本設計レベルの段階で現状変更の申請というか復元検討委員会の場、年2回ないし3回やって実績にするという手順がありますので、いまの提案をいただく中で当然念頭においていただいて、我々としても一緒にそれはクリアにしていくという、間に合うように努力をしていくという形になろうかと思います。

大森委員)何点かあります。参考資料の4の9ページに主な設計条件としてあがっているのですが、たとえば④の仮設計画は設計条件よりもこれむしろ施工条件ではないかと思います。また、別紙2の木材というのも、設計条件に実は入っています。施工計画の下の二行目、工事中の安全云々というのもある意味、設計条件に入っています。つまり、設計条件を守ることは、イコード業務要求水準書を守ることになっているため、文言上は、屋上屋になっている感じがします。これは言葉の整理だけの問題で内容は別に問題ないので、念のためというのが1点。2点目は、評価項目の中の工程計画の工期縮減の工夫とあるのですが、これはさきほども言っている7月31日よりもっと早くやれという意味ですか。31日までならいいのではないですか。

寺本主幹)そこまでの能動的な意味ではございませんので、出来ることがもあるならということで、その工夫がどこになされているかということあります。

大森委員)工期縮減で点数が付くとなるとなにかやらなければいけないと参加者が思うことが多いと思うのですけど。もしプラスアルファぐらいだったらそういう表記の仕方をされた方がいいと思います。最後ですが、参考資料3をみますと、この案だといまの委員が審査を行うことになっているように見えますが、審査は公平性の担保の観点から、個人的には難しいと思っています。

瀬口委員)スケジュールは案ですからこの通り行くかどうかわかりませんけれど、2月下旬に審査があるとするともう少し時間があるからもう一回ぐらい会議が開けましょうか。評価員は発表するのですか。名前は出ている。ただその人が審査するというのはまだ確定していないわけですね。配点は次回にもう少し議論するということでもよろしいのですか。

下山所長)我々と致しましては急に話をさせていただき短期間ということでございますけれど、本日この4つの議題についての妥当性の確認をさせていただいた上で、募集に入るということでございますから、今日の段階で出来ればある程度詰めて頂きたい。

瀬口委員)それではいま大森委員がおっしゃっていた言葉の整理ですね。つまり募集要項を見て応募する側が混乱しないように設計条件・施工条件を定義して読んだらわかるようにしていくということをまず進めます。

寺本主幹)項目に関するところの整理だけは今日させていただいた上で、残った課題につきましては、引き続き整理をさせて頂きたいです。

瀬口委員)今日の資料は全部出るのですか。

寺本主幹)全部出ます。今日の結果を受けて私どもの方の公告日が決定いたしますので、早くご了解を頂戴

していれば、早急にその手続きに入り、一番早い公告日というのを設定させて頂く予定でございます。そこでまた手続きが遅れるということになりますと、公告の方も考え方をさせていただくことになるものですからお願ひいたします。

瀬口委員)審査基準も出すわけですね。

寺本主幹)全てです。

瀬口委員)審査基準も出すのなら、先ほどの安井建築設計事務所からの提案のように大括りの所は点数を入れておいて、細項目はちょっと議論がありそうだからカットするということですか。

寺本主幹)先生のおっしゃるとおりですのでそれは一度考慮させていただきます。

瀬口委員)項目については配点が大枠決まっていて中身については多少動きがあるかもしれないけど、それはそれで行けそうだということでおろしいですか。

寺本主幹)はい。

河村市長)配点についてですけど、これはどの項目を重視するかということだけはちゃんと決めて欲しい。

瀬口委員)一番後ろに優秀提案の選定のところで足切りがあります。最低基準点の満点の4割でいいかどうか、あるいは工期はアウトだけど他のものはオーケーだとかという提案があったときにどうするかというのは重要度と関係するんですね。そこは意見をいただきたい。

下山所長)工期は必須項目に入っていますのでアウトです。工期がセーフの中でどれだけの点数が出てくるかということになります。

瀬口委員)必須項目を満足していないければ全部アウトということですね。あとはウェイトをどうするかですね。

下山所長)ウェイトをもう少し全体の中でどう考えるかというご意見をいまいただいた方がよろしいのではないかでしょうか。

瀬口委員)いま麓先生が言った史実に忠実なということはどこでチェックするのかっていうのが議論の中に実は今まで出ていませんが、次のところで出てくるのでしょうか。

寺本主幹)業務要求水準書の要件で縛られるのですが、今回はこういう限られたプロポーザルの短い期間の中で①番の所の実施方針のところで理解度を計る、つまりどれだけこの業者さんは理解出来ているかというところを史実に忠実というところで計っていきたいという趣旨です。

瀬口委員)何かありますか、安井さん。

篠原氏)史実に忠実というのが評価項目の中にいま出ていないところで、どういう手法でそれを確認するのかということが見えてないと、提案する方からすれば、提案しなくていいんだなど判断すると思われます。それを打ち合わせしながらやっていくということになっているのが非常に不安を感じます。実際には業務実施方針のところなどに入れた方が良いのでは。

瀬口委員)必須項目入れてもらうか。

篠原氏)それよりもやり方を書かないといけないかもしれません。必須項目だから、それを実現するにはどうしたらいいかということを書くべきだと思います。工程計画の方も絶対条件なんだけれどもその工程で出来るという裏付けをそこで書くということだと思います。そうするとそれが確かに出来そうだとなつたら、信頼出来るなってことで点数がつくということだと思います。

瀬口委員)そういうことで点数と項目についてもう一回御意見を伺いしたいと思いますがどうでしょうか。

麓委員)施設計画の中には全部で7つ項目があるのですが、7つの項目の中で木材の調達、構造計画、パリアフリーと防災避難計画というこの4つについては建物そのものをどう作るかということにかかってくることなので、これは順番は出来れば一緒の所にあって欲しいなと思うんです。仮設計画は大事なのですが、復元過程

の公開方法と現天守閣の記録を後世に伝える方策ということについては建物を作ることに関しては影響がないと思われるので実は取り扱いがちょっと違うなとは感じています。これが施設計画って所に入っているのがいいのかどうかっていうことです。どちらかというと「配慮事項」という項目がよろしいのではないか。建物を作るために必要な項目についてと、建物を作るに当たって公開しなくてはいけない、いろんな配慮をしなくてはいけないことについての付属的なものとをちょっと分けておいた方がいいんじゃないかなという印象があります。

瀬口委員)事務局としてはこれを入れるのは重要だから入れてあるわけですね。

麓委員)順番だけ変えたらいいと思います。

下山所長)復元過程の公開を前提とした作り方となりますのでこれは議会の方でもお出ししているので。

瀬口委員)順番は変える。

下山所長)現在の天守閣が大きく議論になるのでやはり提案をいただかないといけないという意味です。

瀬口委員)史実に忠実なという評価についてこの場には全然無いというのが気になるのですが、どういうチェックですか。

麓委員)それは必要だと思うし、求める技術提案書の中にそういうものがないと、何をもって評価出来るのかと言うのがわからない。

河村市長)だから一番大事なところだな。

小野委員)評価項目については先ほど大森先生が言られた工期縮減は工期達成の工夫ならいいと思う。それからもう一つは、やっぱり配点のバランスが悪くて、公開の方法とか、現天守閣の記録を後世に伝えるについては別項目にするのがいいと思います。その中の後世に伝える工夫が20点あるがこれも10点でいいだろう思うし、構造計画が30点ということではいかにもバランスが悪い。今回の具体的な設計となる石垣の工夫がものすごく大きなポイントになる。この配点のバランスはもうちょっと考えて欲しいというのが意見です。

瀬口委員)ここでは140の方で止めて、この中身についてはみなさんと個別に意見をいただくということでお願いして。先ほどの史実に忠実に関しては項目を入れた方が良いのではないか。そこに配点が入るので全体のバランスや点数が変わるかもしれない。140点の内訳ですね。

小野委員)史実についての話は盛んに出てるのだけども、いま麓先生が言わされたように、史実の忠実な復元について限定的に項目を入れられるのですか。

麓委員)例えば木造でやろうっていうときに、どこからどこまでを木造でやるかということは前提条件として私はあると思うのです。つまり基礎のケーンは残さないといけないかもしれない。そこにスラブは残るかもしれないし、でもそこから上、今日入っていった穴蔵、地下一階ですけど、地下一階から上は史実に忠実ということであれば、それは全部木造でやらないといけない。そうすると周辺の石垣のところに荷重がかかる。そういうものを史実に忠実に復元しようとするとどうなっていくかということを検討しておかなければいけない。

小野委員)それは、この枠の中で設計者が考える話だし、石垣に力がかからないという説明を受けたときに、もうそれ前提の話になっていると私は理解していました。

瀬口委員)どういう工夫を求めるかっていうことですね。

小野委員)史実に忠実な復元ということについては、細かい項目はあげられるのですかということを聞いています。ここは安全性、耐震性に対する工夫だから、どういうふうにやるかは提案だからと言っているのです。

古阪委員)発注者がきちんと指示をしながらやっていくもので提案しなさいではないんだと思います。東京駅も復元されて、賛否両論あります。それは発注者がどこまで資料をもっていてどうしようとするかっていうことに依存している。例えばこれはどうしますかという提案求めるのはいいですね。今日見せていただいた施設など

で例えば復元はどうしますかというようなことを例示とすることであって、本当は発注者が全部見せてこれはきちんとやって下さいよっていう趣旨の問題で、初めから提案なんかそこに出さない方がいいです、出ないです。どういうことで発注者の要望を満たすかということを書かせれば十分。

瀬口委員)設計なのですよ、だから設計行為を外に出す。そこはどっかで提案を受ける。

麓委員)そのことについてなんですが、結局先ほど言われた木材調達と構造計画とバリアフリーの話と防災避難計画は、それが史実に忠実な復元に対してどこで折り合いを付けられるかということになってくるのです。ですから先ほど私がお話しさせてもらったのは、その4つの項目については、史実に基づいてどうバランスを取るかっていう提案を求めているというように私は考えます。

寺本主幹)いま古坂先生がおっしゃられていますけど、最初のところの理解度にどうしてこの史実に忠実な復元であることを入れたかといいますと、この考えが全ての計画に反映されなければいけないのです。つまり現代建築のやり方でこういう下に書いた項目がなされているということは理解度が足らないということだということで、それはここで書くことによって、全ての考えの中に、史実に忠実だという考えがなければいけないということです。先ほどの防災計画もそうです。ですからこれは理解度の問題なのですね。それが自ずと図面に出るはずなのです。だから、ここにその史実に忠実な復元であるということをその理解度として入れさせていただいたというのはそこにあるわけです。

瀬口委員)東京駅なんかは、文化庁がほとんどチェックしておらずJR東日本の主導で復元しているわけです。だから同じ史実に基づいて両方のスタンスがあるのだけど結果が違う。

寺本主幹)ただ、ここは特別史跡という文化庁の管轄の中で決められたルールに則って、しかもそれは名古屋だけでなく全国がそのルールに則ってやっていかなければならないということです。

麓委員)私がさっき申し上げたことにかかわるのですが、木造で本体を作つて、石垣はあとから修理だつていふことがもう条件としてあるじゃないですか。ではそれが本当に木造で作つて、石垣の載つている部分の木造建築がちゃんと維持出来た状態で石垣の修理が出来るのかどうか。そういうことを考えれば、当然その部分はあとで石垣の修理が出来るような構造を提案すると思うのです。そうすると史実に忠実と言ひながらも、あとの他の項目と関連して、この範囲はもうこういう条件を満たすためには、史実に忠実といひながらもある程度目をつぶつてもらわなければならない。そういうのが出てきたら困る。そもそもそういう提案だったら文化庁の復元検討委員会は通りませんからね。そうするとじやあそれをどうクリアしてこの史実に忠実な復元を可能とするか、そのやっぱり提案に工夫が無いといけないと思いますね。

河村市長)エレベーターなんかどうなる。作らざるを得ないと提案すると史実に忠実ではないところで0点になる、どうなのですか。

麓委員)それはですね、一旦史実に忠実なものを作つておいて、それ+ α 現代の活用のために何かを加えるとか、あるいはエレベーターじゃなくても、耐震補強が必要であれば、かつては無かつた補強も許されます。ですから基本としては史実に忠実で、+ α いまの耐震診断にちゃんと適合する。そして活用もある程度考慮するということは認められています。

瀬口委員)そういう言い方をしたらさつき麓さんが最初に言った、いわゆる上の加工、石垣のこと、それも石垣をあとから手を入れるという前提の中で現在の技術で変えていくことは、私は全く同じ土俵で評価出来る話じゃないかと思うのだけど。

麓委員)それがですね、そういうことを文化庁の復元検討委員会でこれまで認めているかというと全く認めてないものですから。結果がある程度見えてくるものですから、そういうことは担保しておかないといけません。

寺本主幹)先ほどの業務要求水準書に基準をお付けしております。そのなかの7頁で、(3)配慮事項というの

があります。その中で1. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保することということがございまして、これは史実に忠実なのですけれども、そういうものについて、防災上を含めてですね、安全を確保することというのがございますから、その辺を総合的に判断しながら、それはいま先生がおっしゃったとおり、文化庁が良いと言わなければ勿論ダメでございます。この中で次のところで「復元的整備」という新しい考え方も出ておりますけれども、文化庁もいろいろ協議をしながら今後やっていくという事例と実際に重要文化財でも鉄骨による補強というものはなされております。ただしそれはその選択肢しかないのだと、この建物を維持するにはそれしかないんだというところまで突き詰めた上で提案しなさいというのが文化庁のスタンスでございますので、今回の提案の中で如何に真摯にですね、提案してくるのか。その辺の工夫というのを求めるのかなというところが今回この書式を作らせていただいたときの考えです。

瀬口委員)文化庁とは一応下打合せはしているのですか。

寺本主幹)しております。

瀬口委員)それでは事務局としては項目を入れなくて良いという意見を出しましたけど、みなさんそれぞれまたメールで個別に答えていただいたらどうかと思います。それでこの議題についてはそれでよろしいでしょうか。

あと三番目、参考額の設定方法の妥当性。さきほどちょっと説明がありましたけど、簡単に説明をしていただけますか。

寺本主幹) (説明)

瀬口委員)交渉手続きについてどうでしょうか。先ほどの問題に多少戻りましたけど、評価があつて、評価が出来たとしてスケジュールに基づいて優先交渉者の選定をするということの手続きですけれど、どうでしょうか。

古阪委員)確認です、そうすると技術提案の内容の評価の優秀なものから選んで、価格はこの際最低とはならなくて、優秀提案を順番に当該案で提示された価格とともに交渉していくということになりますか。つまり総合評価でいうと両方勘案して良さそ�うだっていうのを選ぶわけですが、今回は予算というのは一応取りあえず該当見積り額があつて、それから提案者側からの額もあって、その一方では提案の内容の優秀なものから選んで、価格は第一優先交渉者と値段を決めながら、仮に一番高い額だとあったとしてもそれはそれで交渉することですね。

下山所長)まず、先ほどの評価項目にも事業費・工費というのが入っていまして、そこで概算事業費というのがまずはお示しいただきますので、それを含めて評価をさせて頂いて、優先交渉権者を決めていきます。

古阪委員)そういうお金のところってありましたか。

下山所長)概算事業費というのが評価項目の上から二つ目にあります。

古阪委員)全体 30 点ですね。

下山所長)そうです。まずそこの中で評価をして優先交渉権者を決めて、それが決まればということです。

古阪委員)でも 30 点の操作しかできないわけですね。だけどすばらしい提案があつて額はものすごく高くてギリギリの上限になったとしてもそれは第1位ですってことですね。僕はそれでもいいと思うんですけども、確認なのです。そういうことですね。

河村市長)そういうことでしょうね。

小野委員)いまの話に関わりますが、別紙2の2枚目に優秀提案の選定というのがありますけど、合計点が高い提案から順位を付け選定すると書いてありますが、順位を付けるまでは良いのですが、順位を付け、協議の結果、選定する。要は何を言っているかというと、コンサルタントと一緒にその時のそれぞれの人の点数だ

けでやると、本当に選びたいものが選べない時があるんですよ。コンペの時が良い例で、高い順から順位を付けて、合議の結果、最も優れたものを選定する。要は点数が出てきたものを見て、いまの古阪先生の話と一緒に、金額は高くなっているけどもこういう点が良くてと。細かく見ればそのためにある意味では評価委員がいるのですから。ちょっとこの文章は最後に「合議の結果」というか入れて欲しいと思ったので提案します。

瀬口委員)どうですか。プロポーザルでもそうですけど、発注者が選定するプロモーター・チョイスっていう仕組みがありますよね。これは選考委員会で点数を入れて順番を付けるけど、その最終決定は発注者が決定する。その場合、条件は最初から書いておかなければならないでしょう。それがいま言ったように点数の合議制である場合は合議制とそれも書いて良いと思うが、それはどういうふうにしますか。

下山所長)基本的にいま瀬口先生がおっしゃったように、最終的には先生方の評価を元に最終的には発注者である名古屋市が決めていくというスタンスになります。

宮村局長)今回お願いしていますのは合議体としてということではなくて、それぞれの評価委員さんとしてお願いしておりますので、合議という言葉はちょっとそぐわないと思います。ただ、ご議論して頂いて、それを踏まえて決定をするような表現を少し盛り込ませていただこうかなと思います。

瀬口委員)合議というのは要する私がいうプロモーター・チョイスをやるのだったら、やはり合議があつた方が判断しやすいと思う。それがなくて点数だけで選ぶというのではやはり困るでしょうから合議があつて然るべきだと思います。

下山所長)議論をして頂いて評点を付けて、それを参考に決めさせて頂く。

河村市長)合議の主体はこちら(市側)でなくてそちら(評価委員)。

小野委員)それを参考にして決定するのが市側ということですね。

瀬口委員)そうしますと交渉手続き、一応四番まで、ちょっと評価基準のところで課題が残っておりますので、みなさんにまた個別でメール調整して頂く。あるいは文言について意見をいただいたものは事務局で相談して修正いただくということで、おおまかにこの4つの項目について妥当であるという判断を今日頂くということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

下山所長)今日は長時間にわたりまして、時間延長して大変申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。いろいろメール等でご迷惑かけると思いますけど、どうぞよろしくお願ひ申上げます。

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会（第1回）

議事次第

日 時：平成27年11月29日（日）

午後1時～ 城内視察

午後2時～ 意見聴取会
場 所：名古屋城 西の丸会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 議 題

- ① 技術提案・交渉方式の適用の可否
- ② 技術提案範囲・項目・評価基準
- ③ 参考額の設定方法
- ④ 交渉手続

4. 閉 会

※<議題②>につきましては、公平及び公正性を保つため、実施公告前の情報管理にご配慮をお願い致します。

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
 による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会（第1回）

○参加者一覧

○評価委員

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・役職
大森 文彦	東洋大学教授／弁護士
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授／ 公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長
片岡 靖夫	中部大学名誉教授
川地 正数	川地建築設計室主宰／ 中部大学非常勤講師
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授
古阪 秀三	京都大学教授
三浦 正幸	広島大学大学院教授

○出席者（名古屋市）

	所属・役職
河村 たかし	名古屋市長
北角 嘉幸	名古屋市長特別秘書
宮村 喜明	名古屋市市民経済局長
千田 博之	名古屋市市民経済局副局長
下山 浩司	名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所長
寺本 秀樹	名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所主幹
前田 行成	名古屋市市民経済局企画経理課長
名和 浩一	名古屋市財政局契約部主幹
山口 啓一	名古屋市住宅都市局営繕部企画保全課長

○事務局補助

篠原 佳則	株式会社安井建築設計事務所
桂川 清彦	株式会社安井建築設計事務所

配布資料一覧

資料 1 名古屋城天守閣の概要と経緯

資料 2 事業想定スケジュール（案）

参考資料 1 平成 24 年度「名古屋城天守閣木造復元概算経費・工期算出調査 報告書」（抜粋）

参考資料 2 公募型プロポーザル実施公告（案）

参考資料 3 実施説明書（案）

参考資料 4 業務要求水準書（案）

参考資料 5 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施要領

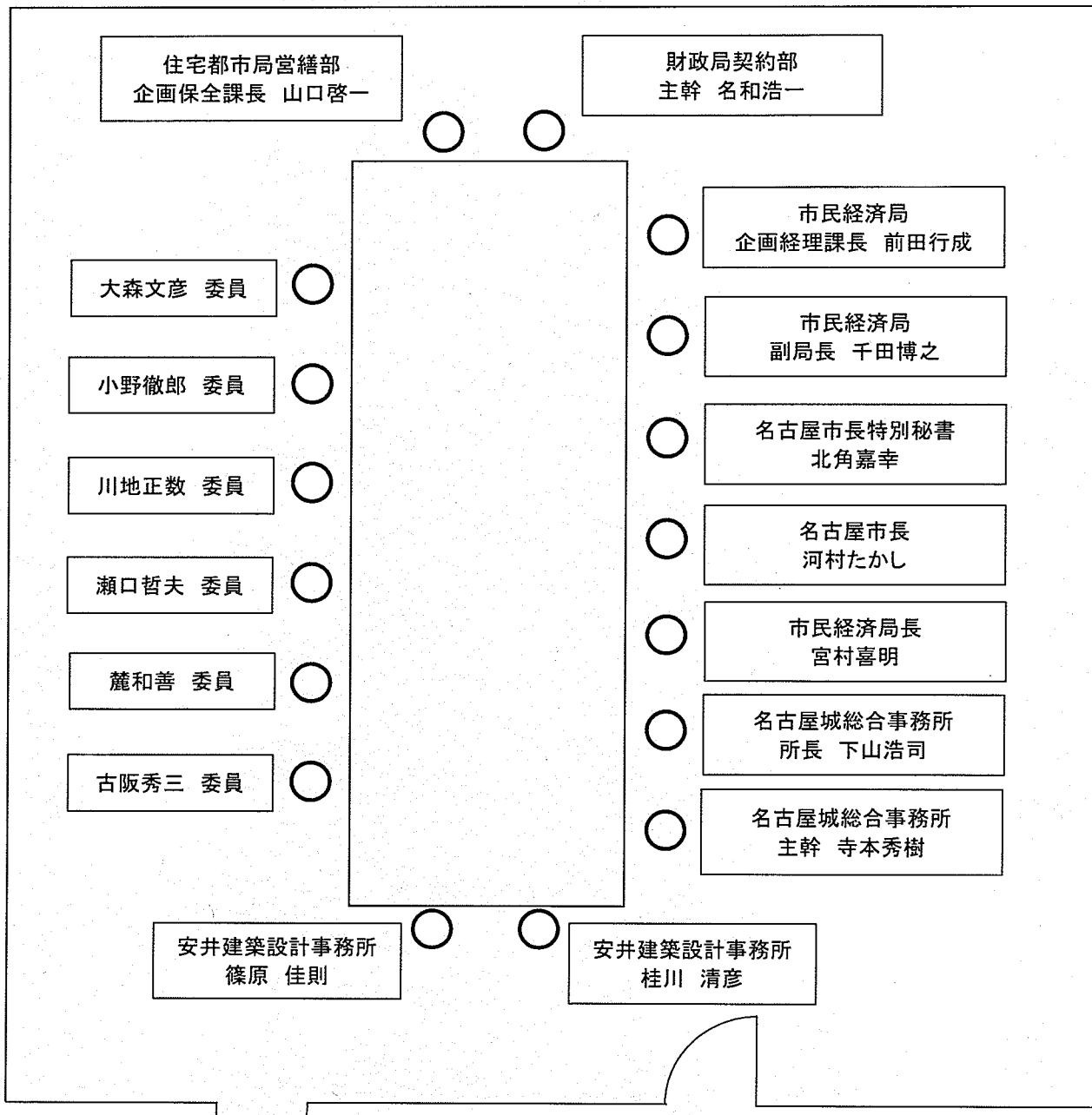
参考資料 6 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施に関する事務の取扱い

参考資料 7 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領

配席表

日 時:平成27年11月29日(日)午後2時~

場 所:名古屋城 西の丸会議室

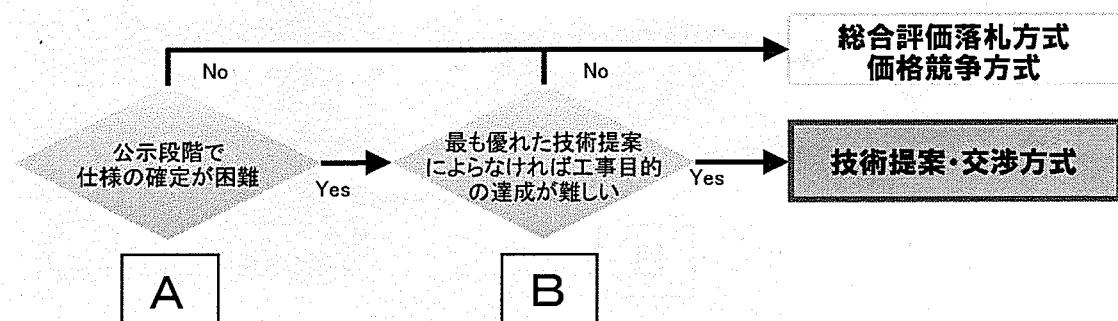


① 技術提案・交渉方式の適用の可否（適用の妥当性）

1. 技術提案・交渉方式の適用工事の考え方

「公示段階で仕様の確定が困難」かつ「最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい」工事に対して技術提案・交渉方式を適用する。

総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事の考え方



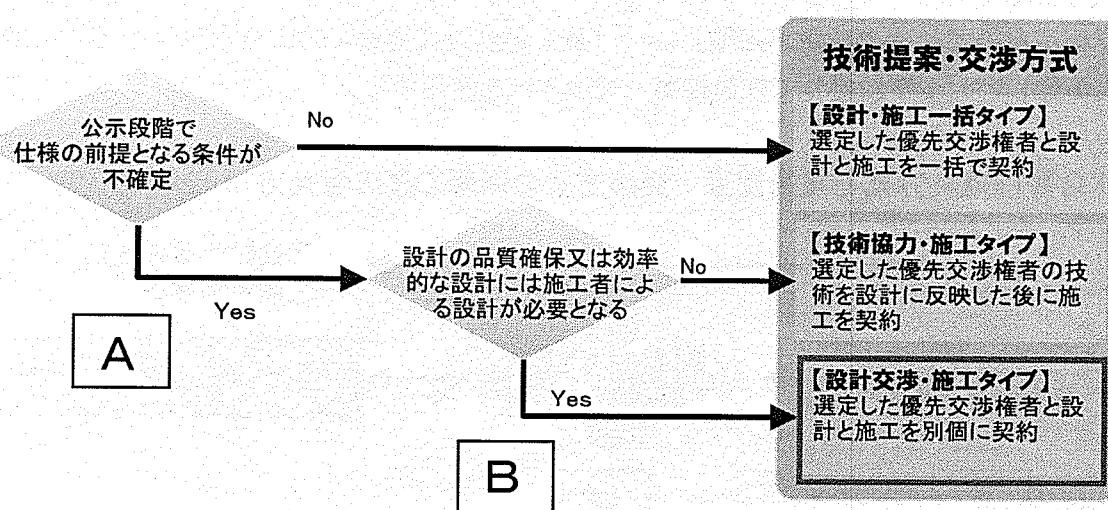
名古屋城天守閣の場合

A	<p>○公示段階で仕様の確定が困難</p> <p>(1) 天守台石垣</p> <p>天守閣焼失時の被熱による劣化があり、移設、衝撃等に耐えられない可能性がある。</p> <p>創建時より残る石垣であり、戦災の歴史を刻んだ歴史的価値の高い遺構であるため、天守閣整備に伴う石垣整備の考え方には、現状での保存か積直しかの判断が必要。</p> <p>(2) 既存ケーンソーン基礎</p> <p>昭和34年に建設されたものであり、再利用する場合には、基礎の強度や耐用年数の検証が必要であり、再利用の可否の問題がある。</p> <p>石垣整備の選択肢により、天守閣の基礎構造が異なる可能性があり、既存ケーンソーン基礎の考え方も変わるなど、その仕様の確定が困難である。</p>
B	<p>○最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい</p> <p>天守閣木造復元を先行し、石垣整備を木造復元終了後に行うという条件下に、上記(1)及び(2)の条件が重なることにより、仮設計画や構造計画などが複雑となり、かつ、特別史跡内であるため、掘削行為が認められないという条件が付くことから、構造的な安定の確保が困難である。</p> <p>以上により、最も優れた技術提案によらなければ、工事目的の達成が難しいと考える。</p>

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」参照

2. 技術提案・交渉方式の契約タイプ選定の考え方

技術提案・交渉方式に適用する契約タイプの選定フロー



名古屋城天守閣の場合

A	<p>○公示段階で仕様の前提となる条件が不確定</p> <p>石垣整備方針やケーソン基礎の考え方方が決定していない状態や木材調達の状況によって木材の樹種や工法等が確定しない状態は、バリアフリー対応の考え方にも影響する。それらの状態は、仕様の前提となる条件が不確定な状態であると考える。</p>
B	<p>○設計の品質確保又は効率的な設計には施工者による設計が必要となる</p> <p>建築基準法第3条第1項4号の適用には、現行法同等の構造強度や防災性能が必要となるが、名古屋城天守閣の木造復元は、前例のない高層木造建築物の復元であり、その検証には、高度なシミュレーションや実物大の模型による検証等が必要であると考えられる。また、その仮設計画も大規模なものとなる。大規模建築物の建設実績のある施工者による設計が必要であり、効率的であると考える。</p>

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」参照

② 技術提案範囲・項目・評価基準（範囲・項目・評価基準の妥当性）

1. 技術提案範囲

技術提案範囲は、名古屋城大天守閣、小天守閣及び天守台石垣を対象として、「求める技術提案書（案）」（別紙1）による。

2. 項目・評価基準

「技術提案書の審査基準（案）」（別紙2）3. 評価項目による。

③参考額の設定方法（参考額の設定方法の妥当性）

事業費参考額

事業費参考額については、平成24年度「名古屋城天守閣木造復元概算経費・工期算出調査 報告書」【参考資料1】の木造復元工事の概算経費より、次のように設定する。

○設計業務及び工事施工業務の費用の合計参考額

270億円：外国産材及び国産材の節有り

320億円：全て国産材の節有り

400億円：全て国産材の節無し

④交渉手続（参考額の設定を含めた価格等の交渉の実施に係る事項、交渉結果の公表事項の妥当性）

1. 価格等の交渉

- (1) 優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けてその内容確認を行い、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を実施する。
- (2) 参考額と見積額が乖離していない、また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められ優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。
- (3) 価格等の交渉を経ても、参考額と見積額との間に乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、次点の交渉権者と同様の手続きを行う。
- (4) 価格等の交渉の成立及び不成立については、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取を踏まえて決定する。

2. 交渉結果等の公表

- (1) 優先交渉権者等の通知後速やかに次の事項を公表する。
 - ア 業者名
 - イ 各業者の技術評価点
- (2) 工事施工業務の契約締結後速やかに次の事項を公表する。
 - ア 価格等の交渉の実施手順
 - イ 施工方法等の確認の経緯
 - ウ 価格交渉の内容
 - エ 学識経験者からの意見聴取状況

求める技術提案書（案）

求める技術提案	記述する内容
業務実施方針 (A3×12枚以内) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">他基本図面 A3×14枚以内</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○業務計画の概要と特徴等 ○基本図面（※天守閣の原形に工夫を加える提案がある場合に提出） <ul style="list-style-type: none"> ・配置図（外構図を兼ねて作成）(1/2,000×1枚) ・平面図（各階）(1/100×1枚) ・立面図（1面以上）(1/100×1枚) ・断面図（1面以上）(1/100×1枚) ・イメージパース（全体鳥瞰、内観等）(1枚) ・その他、技術提案の特徴を示す任意の図面（縮尺任意×2枚以内） ○天守閣整備にあたっての基本的な考え方（重視すべき事項） ○コスト、工期を管理して事業を進めるマネジメントの実施方針 ○設計段階、工事段階の業務の実施方針 ○設計段階、工事段階について、チーム編成、各担当者の能力や実績・資格
概算事業費 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業費提案書（指定様式）及び A3×3枚以内</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業費提案書（指定様式） <ul style="list-style-type: none"> ・事業者としての事業費上限額、内訳（工事種目ごとの事業費） ・設計業務費内訳（調査、基本設計、実施設計） ・石垣工事は、現状維持・保存対策と積直しの2パターンについて提案 ・提案した総事業費内で事業実施を実現するための具体的方策 ・更なる事業費縮減に向けた工夫 ・縮減方策を最大限実施した場合の事業費の見込み ○主要工種（例：木工事・石垣工事）のコスト計画に関する考え方 ○事業期間を通じた、事業費抑制のためのコスト管理計画・手法の考え方 ○参考額に対する提案額の考え方
工程計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">工程計画（指定様式）及び A3×3枚以内</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○工程計画（指定様式）（木造復元先行、石垣工事後施工とする。） <ul style="list-style-type: none"> ・調査、設計（文化庁との協議、手続き）、施工技術検討、仮設、解体、建設、石垣、法的手続き等の工程 ・石垣工事は、現状維持・保存対策と積直しの2パターンについて提案 ○工期を短縮するための具体的方策、工期・完成期限※及び設計工程表、総合工事工程表及び総合施工計画 <ul style="list-style-type: none"> ※事業の期間・完了日及び設計業務の期間・完了日、工事施工等業務の工期・完了日（建物の完成期限であり、引き渡し日）について記載。 ○主要工種（仮設、解体、基礎、木工事、石垣等）の工期短縮に関する考え方 ○事業期間を確実に遵守するための工程管理計画の考え方（設計及び施工）

木材の調達 (A3×4枚以内)	<input type="checkbox"/> 木材の調達計画 <input type="checkbox"/> 乾燥、加工計画 <input type="checkbox"/> 木材の品質に関する考え方
構造計画 (A3×6枚以内)	<input type="checkbox"/> 構造計画（地盤・石垣検討を含む基礎構造、高層木造建築物構造） <input type="checkbox"/> 耐震計画（免震工法、制振工法、耐震工法） <input type="checkbox"/> 400年の耐用年数を目指す考え方 <input type="checkbox"/> 必要に応じ図面作成
仮設計画 (A3×8枚以内)	<input type="checkbox"/> 乗入構台計画、素屋根計画、足場計画、観光・景観に配慮した計画 <input type="checkbox"/> 石垣、遺構保護計画 <input type="checkbox"/> 本体先行施工、石垣後施工に係る仮設計画 <input type="checkbox"/> 工事中の来場者の安全確保（動線計画等） <input type="checkbox"/> 必要に応じ図面作成
バリアフリー化 (A3×4枚以内)	<input type="checkbox"/> ユニバーサルデザインを導入した施設計画 <input type="checkbox"/> 史実に忠実な木造復元に対し実現可能な計画 <input type="checkbox"/> 必要に応じ図面作成
復元過程の公開方法 (A3×3枚以内)	<input type="checkbox"/> 観光の視点に立った木造復元工事過程の公開計画
現天守閣の記憶を後世に伝える方策 (A3×3枚以内)	<input type="checkbox"/> 現天守閣の記憶を後世に伝える方策
防災・避難計画 (A3×3枚以内)	<input type="checkbox"/> 史実に忠実な復元に配慮した防災・避難計画

※ 文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。

技術提案書の審査基準（案）

1. 技術提案の審査

技術提案の審査は、応募者から提出された技術提案書を総合的に用いて行う。

必須項目	業務要求水準書の設計条件等を満たしているか確認する。
評価項目	特別史跡内における工事であることを踏まえ、事業費や工期、木材調達などについて評価する。

※ 採用した評価項目の技術提案については、契約書に添付し、受注者は技術提案に基づいた業務の履行を行うものとする。

2. 必須項目

下記の審査基準を充足している場合、適格とする。必須項目を1項目でも充足していない場合は失格とする。

必須項目	審査基準
施設計画	設計条件、施工条件が遵守されていること。
	工事中の来場者の安全が確保されていること。
	石垣など遺構の保護対策が行われていること。
工期	天守閣木造復元工事については完成期限が平成32年7月31日以前であること。石垣等その他の部分については天守閣の竣工後9年以内であること。
木材	原則、国産材を使用していること。調達困難な場合は代替案が提示されていること。

3. 評価項目

(1) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
業務の実施方針 (30)	業務実施方針	業務内容の理解度（特別史跡内での業務であること、史実に忠実な復元であること、工期の遵守、観光施設内の業務であること、名古屋市のシンボルであること。）	20
		確実に本事業を遂行するための取組体制、品質管理の工夫	10
事業費・工期 (30)	概算事業費	事業費縮減の工夫 品質の確保に関する工夫	20
	工程計画	工期縮減の工夫 工程の工夫	10
施設計画 (140)	木材の調達	木材調達の工夫 乾燥・加工工程の工夫 木材の品質に関する工夫	30
	構造計画	基礎構造、耐震性に関する工夫 石垣工事・基礎工事の工夫	30

	400年間の耐久性を確保するための工夫	
仮設計画	乗入構台・素屋根等、観光・景観に配慮した仮設の工夫 遺構保護の工夫	20
バリアフリー化	バリアフリー化に関する工夫	20
復元過程の公開方法	工事中の公開に関する工夫	10
現天守閣の記憶を後世に伝える方策	現天守閣の記憶を後世に伝えるための工夫	20
防災・避難計画	史実に忠実な復元に配慮した防災・避難計画の工夫	10
合計	—	200

(2) 優秀提案の選定

(1) の評価項目ごとに、原則として各項目の配点に次の6段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。各評価委員の点数の合計点が高い提案から順位を付け、最も優れた優秀提案を選定する。(ただし最低基準点を満点の4割とし、これに満たない場合は優秀提案として選定しない。)

合計点が同点となった場合は、「施設計画」の点数が高い者を上位とする。(更に同点の場合は「業務の実施方針」、「事業費・工期」の順に同様の扱いとする)

$$\text{配点} \times \text{係数} = \text{点数}$$

係数一覧

評価		係数
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	やや優れている	0.6
D	普通である	0.4
E	やや劣る	0.2
F	評価対象となる提案なし	0

名古屋城天守閣の概要と経緯

目 次

頁

1	名古屋城天守閣の概要	1
(1)	経緯	1
(2)	現天守閣	1
(3)	断面図	2
2	平成25年度までの調査の経緯	3
3	平成26年度調査	
(1)	前提	4
(2)	検討内容	4
(3)	比較検討	5

1 名古屋城天守閣の概要

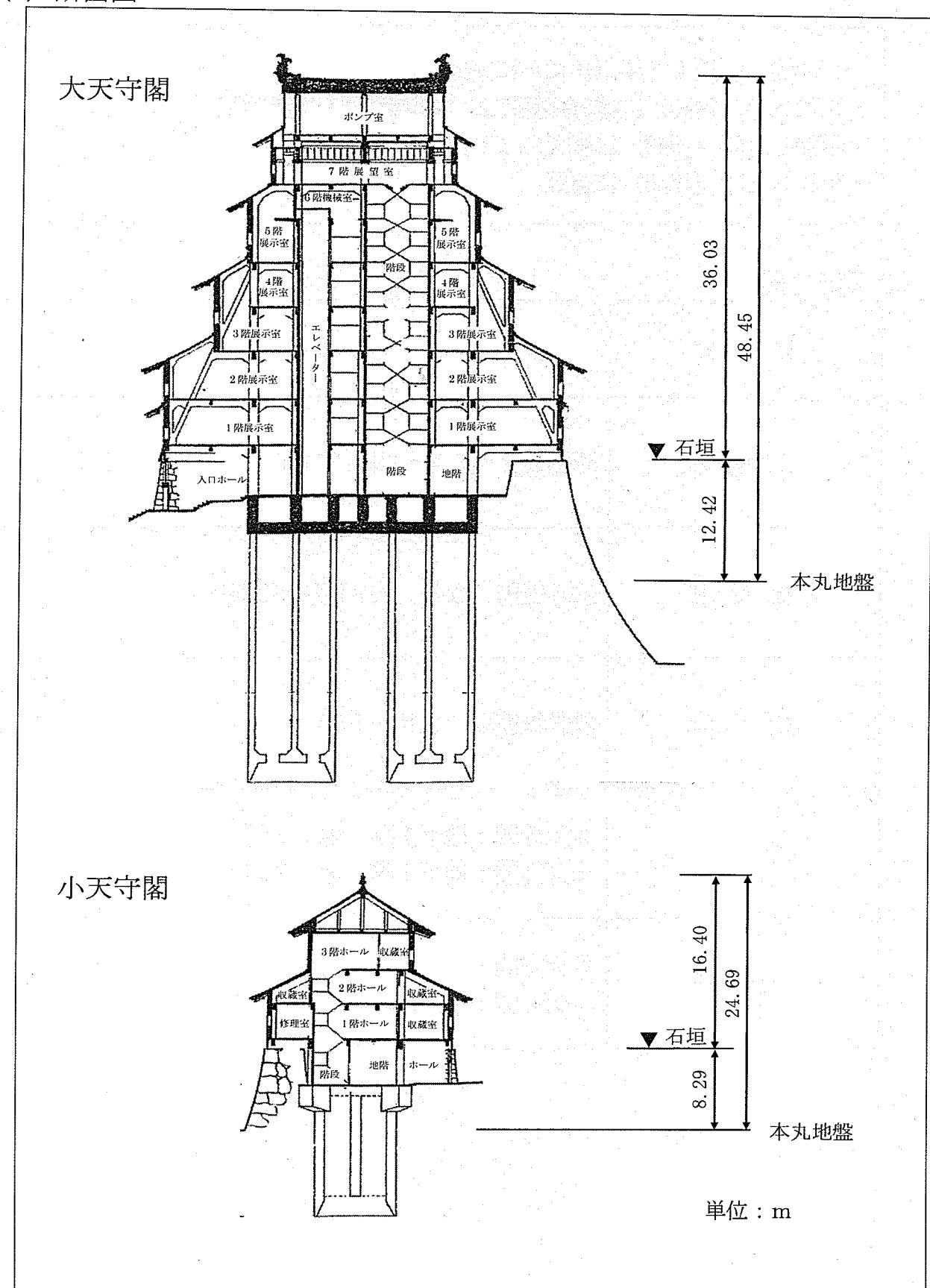
(1) 経緯

- ・天守閣は慶長17年（1612）に完成
- ・昭和5年（1930）に城郭建築における国宝第1号に指定
- ・昭和20年（1945）に戦災により焼失
- ・昭和34年（1959）に再建

(2) 現天守閣

区分	内 容
工事期間	昭和32年6月～昭和34年10月
総費用	約6億円（うち、約2億円が寄附）
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階 数	大天守閣：地下1階 地上7階 小天守閣：地下1階 地上3階
延床面積	大天守閣：5,431.73m ² 小天守閣：1,347.71m ²

(3) 断面図



2 平成25年度までの調査の経緯

年度	区分	内容
22	耐震対策調査	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強及び改修方法の検討 ・耐震と改修事業費 約29億円
	木造復元にかかる課題調査	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性、避難安全性、バリアフリー、木材調達等への対応 ・本丸御殿復元工事との重複
23	天守台健全性調査	<ul style="list-style-type: none"> ・戦災による石材の劣化 ・石垣の孕み出し
24	木造復元にかかる概算経費・工期算出調査	<ul style="list-style-type: none"> ・概算経費 <ul style="list-style-type: none"> ①約400億円 全て国産材の節無し ②約320億円 全て国産材の節有り ③約270億円 外国産材及び国産材の節有り ・工期 約18年 (現天守閣の解体・石垣工事等含む)
	天守台測量調査	<ul style="list-style-type: none"> ・北面石垣の現状把握
25	博物館機能の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品の総数 約5,600点 ・収蔵必要面積 約1,600m²
	工事期間中の入場者数への影響調査	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の入場者数 姫路城 約4割減 平等院 約6割減 ・類似施設の入場料 姫路城 600円から200円減額 平等院 600円から300円減額
	木造復元にかかる廃棄物の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート 約7,500t ・鉄骨鉄筋 約800t

3 平成26年度調査

(1) 前提

- ・現天守閣は再建されてから55年が経ち、老朽化が進行している
- ・耐震性能が現行の基準に合わない
- ・耐震改修した場合でも概ね40年の寿命

(2) 検討内容

区分		木造復元	耐震改修
文化財・展示物等の移転	事項	・工事期間中におけるサービス機能確保の検討	
	結果	・重要文化財以外の美術品等収蔵場所の確保が必要	・耐震補強計画との整合性を図った展示室の配置が必要
既存建築物の取り扱い	事項	・現天守閣の解体に伴う市民の想いの継承	・工事に伴う内部造作物等の取り扱いの検討
	結果	・現天守閣部材の再利用と展示コーナーの設置	・内部造作物等の状態確認及び再配置
石垣保存	事項	・文化財としての取り扱いの検討	
	結果	・石垣管理マニュアルを作成し、整備	
建築関連	事項	・バリアフリーへの対応 ・工事仮設計画の検討	・バリアフリーへの対応 ・工事の影響範囲の検討
	結果	・エレベーター設置シミュレーションの実施 ・天守北側への工事ヤードと鋼台、足場の設置	・エレベーター改修工事の実施 ・天守東側内苑への工事ヤードと足場の設置
施設運営	事項	・整備時期に沿った施設運営等の課題	
	結果	・城内工事動線の幅轍及び入場者の安全確保	

(3) 比較検討

ア 考え方

いざれかの時期には木造復元が必要であるため、可能な限り早期の木造復元か、耐震改修し概ね40年後の木造復元かについて比較検討した

イ 比較

区 分		可能な限り早期の木造復元		耐震改修し概ね40年後の木造復元	
木材調達	大径木の流通量（角材として400mm角以上）	△	大径木の流通量が少ないため、困難であると考えられる	×	他の城郭等の整備が進むことにより、今後より一層入手が困難になっていくと予想される
	木曽檜（国有林）の流通量	△	木曽檜の供給量は、森林保護の観点から供給量を調整しており、入手困難な状況が続くと予測される	△	現状と40年後の木材流通量が大きく変化しないと考えられる
	一般木材の流通量	○	住宅用木材（120mm角程度）は安定して入手できる状況である	○	現状と40年後の木材流通量が大きく変化しないと考えられる

区分		可能な限り早期の木造復元		耐震改修し概ね40年後の木造復元	
社会情勢	建設コスト	△	人工不足と資材不足による高騰が生じている	△	想定は困難であるが、人工不足や建設費の上昇は予測される
	生産年齢人口	○	平成27年に約143万人、平成32年には約140万人と予測される	△	平成52年には約116万人と予測される
	税収	○	好調な企業業績などにより3年連続で增收である	△	東京都の試算ではあるが、10年後に都税収が1.5%減、歳出が8%増となっている
	大工や技術者の確保	○	大工や技術者の確保が可能な状況である	△	減少傾向にあり、後年になるほど減少が予測される
施設運営	工事期間中の観光魅力	○	本丸御殿完成後であり、集客を見込むことが出来る	△	新たな観光資源等の検討が必要である
	40年間の維持管理費	○	現天守閣の耐震及び大規模改修が不要 光熱水費及び通常改修費 約12億円	×	現天守閣の耐震及び大規模改修が必要 改修費 約29億円 光熱水費及び通常改修費 約43億円
財源		△	十分な検討が必要	△	十分な検討が必要

注 ○普通、△困難、×極めて困難

事業想定スケジュール（案）

平成 28 年 3 月末までの手続き

日 時	項 目
平成 27 年 12 月上旬	公募手続の開始
平成 27 年 12 月上旬～12 月下旬	参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付期間
平成 27 年 12 月上旬～中旬	現場説明会
平成 28 年 1 月上旬	競争参加資格確認結果の通知
平成 28 年 1 月上旬～2 月下旬	技術提案書の提出期間
平成 28 年 2 月下旬～3 月下旬	技術的事項の確認、ヒアリング、審査
平成 28 年 3 月下旬	優先交渉権者の選定

平成 28 年 4 月以降の手続き

平成 28 年 4 月～平成 32 年 7 月	設計業務に関する見積合わせ
	議案の提出（設計業務予算）
	事業協定書の締結
	設計業務契約の締結
	工事施工業務に関する価格等の交渉
	設計業務の完了
	工事施工業務に関する見積合わせ
	議案の提出（工事施工業務予算）
	議案の提出（工事施工業務契約の締結）
	工事着工
天守閣竣工後の 9 年以内 ※	天守閣の竣工 ※ 平成 32 年 7 月 31 日
	全体の完了（石垣工事等）

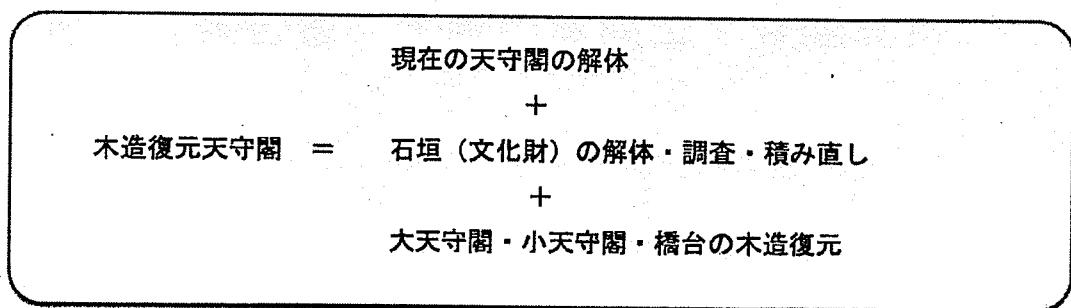
※全体の工期、天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。

平成24年度「名古屋城天守閣木造復元
概算経費・工期算出調査 報告書」（抜粋）

2. 前提条件の整理

旧国宝・名古屋城天守の木造復元として、大天守閣、小天守閣とこれらを結ぶ橋台の復元について検討する。なお、木造復元にあたり、鉄筋コンクリート造の現在の天守閣の解体が必要となるとともに、基壇となる石垣（文化財）の解体・調査・積み直しが必要となる。

検討にあたっては復元時代の設定が必要となる。名古屋城天守は宝暦に瓦屋根を銅板葺に改めるなど大きな改変が行われた経緯が判明しているが、今回の復元にあたっては、「昭和実測図」に基づく木造復元を前提としている。このため、木造復元天守閣を観覧に供するために必要となってくる各種法への対応などについては考慮していない。



○検討にあたっての前提条件

- ・木造復元は「昭和実測図」に基づく復元を前提としており、建築基準法、バリアフリー法、消防法等への対応に関する協議、研究等の経費、期間については考慮していない。
- ・復元天守閣の耐震性、避難安全性についての調査研究に要する経費、期間、及び構造補強が必要となる場合の経費については考慮しない。
- ・名古屋城は特別史跡に指定されているため、天守の木造復元を行うには文化庁の許可が必要となるが、文化庁との協議に必要な経費、期間については考慮していない。
- ・石垣の解体・調査・積み直し、及び現在の天守閣（鉄骨鉄筋コンクリート）の解体工事については平成 22 年度調査による。
- ・天守に使用されていた木材の樹種及び産地については『金城温古録』、『熱田之記（慶長 17 年）』、中井家資料等から判別できるものもあるが、木材の質（節や割れの程度など）については今後の研究課題と考える。

3. 復元方法

(1) 復元方法の設定

文化財的価値の水準についての考え方と木材の等級や節の有無、産地（外材を含む）などの異なる4パターンの復元方法を設定する。

復元方法Iは旧国宝・名古屋城天守と同等の文化財的価値をめざすもので、産地の判明している木材については、その産地の木材を使用して復元するものとする。

復元方法IIとIIIは産地の条件を国産材に広げて旧国宝・名古屋城天守に準ずる文化財的価値をめざすもので、具体的な違いは木材の節等の程度とする。ただし、本来の名古屋城天守の木材の選定仕様については今後の研究課題である。

復元方法IVは旧国宝・名古屋城天守に対して、その文化財的価値について検討を要するもので、具体的には木材費を下げるため外材の使用を認め、復元するものとする。

復元方法 I

旧国宝・名古屋城天守と同等の文化財的価値をめざす木造復元。

復元方法 II

国産材を用いて旧国宝・名古屋城天守に準ずる文化財的価値をめざす木造復元。

復元方法 III

国産材（節付き）を用い、旧国宝・名古屋城天守に準ずる文化財的価値をめざす木造復元。

復元方法 IV

旧国宝・名古屋城天守に対する文化財的価値に検討を要する木造復元。

(2) 復元仕様・数量の設定

平成 22 年度「名古屋城整備課題調査」によれば、焼失前の木材の材種と数量は大天守で 4,040 m³、小天守で 801 m³、材種は桧、櫻、松、杉、さわらが使用されており、量的には桧が約半数を占めている。

焼失前木材の材種と数量（平成 22 年度調査より）（単位：m³）

材種	大天守	小天守	橋台	合計
桧	2,284	404	20	2,708
櫻	489	168	0	657
松	816	115	0	931
杉	346	114	0	460
さわら	105	0	0	105
合計	4,040	801	20	4,861

復元方法 I は、過去の記録より、柱等の主要材に使用した桧材については木曽桧であったと推定されることから、復元にあたっては当初と同様に、柱等の主要材に木曽桧を主に使用する。

復元方法 II は、柱については、無節から小節程度とし（長物材は節付有）、木曽桧以外の桧（吉野材など他の国産桧）も使用する。

復元方法 III は、国産材であれば、産地や節の有無、多少については可とする。

復元方法 IV は、外材は狂いが起こりやすいため柱には上記 III と同等の国産桧を使用し、柱以外の桧材の代替材として米ヒバを使用する。なお、木材の節の有無、多少については可とする。

以上をまとめると下記の表のようになる。このように設定し検討を行う。

復元方法	材種	大天守閣	小天守閣	橋台
I	桧	木曽桧	木曽桧	木曽桧
	櫻、松、杉、さわら	国産	国産	—
II	桧	国産	国産	国産
	櫻、松、杉、さわら	国産	国産	—
III	桧	国産（節付き）	国産（節付き）	国産（節付き）
	櫻、松、杉、さわら	国産（節付き）	国産（節付き）	—
IV	桧（柱）	国産（節付き）	国産（節付き）	国産（節付き）
	桧（柱以外）	米ヒバ	米ヒバ	米ヒバ
	櫻、松、杉、さわら	国産（節付き）	国産（節付き）	—

5. 概算経費

木造復元工事の概算経費については、復元方法ごとの木材費の違いが全体の経費に反映される結果となった。ただし、復元方法Ⅰについては、「4. 木材調達」にて、木曽桧では確保できないと結論づけているため、概算経費を算出することは不可能とした。なお、木工事にかける大工の人数は2チーム編成（P10参照）とした場合の金額であり、チーム編成によって費用に大きな影響はない。

復元方法Ⅱについては、大天守閣約300億円、小天守閣約53億円、橋台約2億円、合計約355億円との結果を得た。これに現天守閣解体工事約17億円、石垣解体・積み直し工事約31億円を加えた総合計額は約403億円となった。なお、木造天守閣復元工事には金鏡新造費として約16億円（2013年1月現在）を含んでいる。（Ⅲ、Ⅳも同様）

復元方法Ⅲについては、大天守閣約232億円、小天守閣約40億円、橋台約2億円、合計約274億円との結果を得た。これは、Ⅱに比べ約81億円安くなっている。また、現天守閣解体工事と石垣解体・積み直し工事を加えた総合計額は約322億円となった。

復元方法Ⅳについては、大天守閣約191億円、小天守閣約32億円、橋台約2億円、合計約225億円との結果を得た。これは、Ⅱに比べ約130億円、Ⅲに比べ約49億円安くなっている。また、現天守閣解体工事と石垣解体・積み直し工事を加えた総合計額は約273億円となった。

復元 方法	③概算経費（億円）	
	工事	合計
I	木造天守閣復元工事	算出不可
II	現天守閣解体工事	17.3
	石垣解体・積み直し工事	30.8
	木造天守閣復元工事	355.2
	大天守閣	300.7
III	小天守閣	52.7
	橋台	1.9
	合計	403.3
IV	現天守閣解体工事	17.3
	石垣解体・積み直し工事	30.8
	木造天守閣復元工事	224.8
	大天守閣	190.7
IV	小天守閣	32.2
	橋台	1.9
	合計	272.9

○詳細結果

復元方法Ⅱ

(千円)

	全体	大天守閣	小天守閣	橋台
A 直接工事費	27,035,100	22,877,625	4,016,326	141,149
	直接仮設工事	1,026,100	749,042	263,896
	基礎・基礎工事	244,000	174,757	69,243
	石工事	75,000	25,000	20,000
	木工事	20,080,700	16,883,038	3,157,863
	屋根工事	2,155,400	1,976,000	160,000
	左官工事	661,200	518,900	125,600
	鋳金工具工事	1,437,000	1,379,100	37,900
	建具工事	680,000	577,000	103,000
	内外装工事	242,400	223,000	19,400
雜工事	33,300	33,300	0	0
設備工事	400,000	338,488	59,424	2,088
B 共通費	5,193,800	4,405,133	761,704	26,964
	共通仮設費	821,800	697,006	120,558
	諸経費	4,372,000	3,708,126	641,145
工事費計 (A+B)	32,228,900	27,282,757	4,778,029	168,113
C 調査・設計監理費	1,600,000	1,354,449	237,205	8,346
計 (A+B+C)	33,828,900	28,637,207	5,015,234	176,459
D 消費税相当額 (5%)	1,691,445	1,431,860	250,762	8,823
合計 (A+B+C+D)	35,520,345	30,069,067	5,265,996	185,282

復元方法Ⅲ

(千円)

	全体	大天守閣	小天守閣	橋台
A 直接工事費	20,477,100	17,339,557	3,001,702	135,841
	直接仮設工事	1,026,100	749,042	263,896
	基礎・基礎工事	244,000	174,757	69,243
	石工事	75,000	25,000	20,000
	木工事	13,522,700	11,344,747	2,144,028
	屋根工事	2,155,400	1,976,000	160,000
	左官工事	661,200	518,900	125,600
	鋳金工具工事	1,437,000	1,379,100	37,900
	建具工事	680,000	577,000	103,000
	内外装工事	242,400	223,000	19,400
雜工事	33,300	33,300	0	0
設備工事	400,000	338,711	58,635	2,654
B 共通費	4,003,000	3,400,086	576,392	26,522
	共通仮設費	628,700	533,993	90,530
	諸経費	3,374,300	2,866,093	485,862
工事費計 (A+B)	24,480,100	20,739,643	3,578,094	162,363
C 調査・設計監理費	1,600,000	1,355,527	233,861	10,612
計 (A+B+C)	26,080,100	22,095,170	3,811,955	172,975
D 消費税相当額 (5%)	1,304,005	1,104,758	190,598	8,649
合計 (A+B+C+D)	27,384,105	23,199,928	4,002,553	181,624

復元方法IV

(千円)

	全体	大天守閣	小天守閣	橋台
A 直接工事費	16,552,100	14,032,893	2,382,669	136,538
直接仮設工事	1,026,100	749,042	263,896	13,162
基礎・基礎工事	244,000	174,757	69,243	0
石工事	75,000	25,000	20,000	30,000
木工事	9,597,700	8,037,673	1,526,050	33,977
屋根工事	2,155,400	1,976,000	160,000	19,400
左官工事	661,200	518,900	125,600	16,700
鋳金具工事	1,437,000	1,379,100	37,900	20,000
建具工事	680,000	577,000	103,000	0
内外装工事	242,400	223,000	19,400	0
雑工事	33,300	33,300	0	0
設備工事	400,000	339,121	57,580	3,300
B 共通費	3,260,700	2,775,183	458,503	27,014
共通仮設費	513,100	436,694	72,184	4,221
諸経費	2,747,600	2,338,489	386,319	22,793
工事費計 (A+B)	19,812,800	16,808,076	2,841,172	163,553
C 調査・設計監理費	1,600,000	1,357,351	229,441	13,208
計 (A+B+C)	33,828,900	18,165,426	3,070,613	176,761
D 消費税相当額 (5%)	1,070,640	908,271	153,531	8,838
合計 (A+B+C+D)	22,483,440	19,073,698	3,224,144	185,599

チーム編成

工期については木工事にかける大工の人数を、1チーム15人として、1チーム編成、2チーム編成、3チーム編成とした場合のそれぞれについて検討した。木材の違いによる工期への影響はほとんどないものと考えられることから、「3. 木材調達」にて復元不可能とした復元方法Iを除き、工期は同じとした。なお、前提条件あげたように、文化庁との調整に必要な期間等については考慮しておらず、解体工事、石垣工事の工期については平成22年度調査の結果を用いている。

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

なお、本案件は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業です。

平成 年 月 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 概要

(1) 事業名

名古屋城天守閣整備事業

(2) 事業概要等

名古屋城天守閣木造復元に係る設計業務（基本設計（史実の調査を含む。）及び実施設計（施工技術検討を含む。））並びに工事施工業務（解体工事、石垣工事及び施工技術検討を含む。）を行う。なお、設計業務、工事施工業務共に付帯する設備、外構、植栽等の全てを含むものとする。

(3) 事業期間

天守閣の竣工は平成32年 7月31日までとし、建物の竣工とともに内部を含めて公開できる周辺環境までの整備を終えて市に引き渡すこと（指定部分完成）。石垣等その他の部分の工事の完了については、天守閣の竣工後9年以内とする。

なお、全体の工期及び天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。

(4) 事業場所

名古屋市中区本丸1番1号

2 競争参加資格

(1) 実施方式

本公告に係る業務は、特別共同企業体（当該業務について結成される共同企業体をいう。以下同じ。）による共同実施方式（結成方法は自主結成又は単体企業による実施方式とする。

(2) 特別共同企業体に関する事項

ア 特別共同企業体の構成員数は 2者以上 5者以下とし、その組合せは(3) に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と(4) に定めるその他の構成員としての資格要件を満たす者との組合せとする。

なお、各構成員は、本業務において 2以上の特別共同企業体の構成員となることはできない。

イ 代表構成員の出資の割合は最大となること。

ウ 各構成員の出資の割合は均等割の10分の 6以上になること。

(3) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 名古屋市における平成27年度及び平成28年度競争入札参加資格「建築工事A等級（一般共同企業体を除く。）」の認定を技術提案書提出期限の日において受けている者であること。

エ 直近の経営事項審査（平成27年 4月 1日以降に経営事項審査の再審査を申請し、その結果通知を取得している場合においては、再審査前又は再審査後のいずれか）に係る建築一式工事の総合評定値（P）が1400点以上の者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等が本公告に係る競争に参加しようとする場合にあっては、その組合員が当該競争に同時に参加しようとするものでないこと。

ク 本公告の日から優先交渉権者の選定の日までの間に指名停止の期間がない者であること。

ケ 本公告の日から優先交渉権者の選定の日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

コ 平成12年度以降に、元請けとして、延べ面積（部分解体修理工事については、解体修理部分の延べ面積をいう。）が100平方メートル以上の木造建築物（城郭、神社、仏閣、茶室又はその他の歴史的建築物に限る。）の全解体修理工事、部分解体修理工事、新築工事又は復元工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資の割合が20パーセント以上の場合のものに限る。）。ただし、平成17年度以降に元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事については、施工成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。

なお、ここでいう「その他の歴史的建築物」とは、次に掲げるいずれかの建築物（(ア)から(イ)までについては、施工実績として申請する工事請負契約時において指定されていたものに限る。以下同じ。）とする。

(ア) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第27条第1項に基づき文部科学大臣が指定する重要文化財

(イ) 法第27条第2項に基づき文部科学大臣が指定する国宝

- (イ) 法第 109条第 1項に基づき文部科学大臣が指定する史跡
- (ロ) 法第 109条第 2項に基づき文部科学大臣が指定する特別史跡
- (ハ) 江戸時代以前に建設された建築物

サ 元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事において60点未満の施工成績の通知を受けた場合には、施工成績の通知を受けた日の翌日から本公告の日までに 1月以上経過している者であること（なお、公衆損害事故等の理由で指名停止を受けたことにより、施工成績が減点された場合を除く。）。

(4) その他の構成員の資格要件

その他の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア (3) アに同じ。

イ (3) イに同じ。

ウ 名古屋市における平成27年度及び平成28年度競争入札参加資格「建築工事」の認定を技術提案書提出期限の日において受けている者であること。なお、構成員の組合せは次の表のとおりとする。

	第 2構成員	第 3構成員	第 4構成員	第 5構成員
構成員 数 2	A又はB 等級	—	—	—
構成員 数 3	A等級	A又はB 等級	—	—
構成員 数 4	A等級	A等級	A又はB 等級	—
構成員 数 5	A等級	A等級	A又はB 等級	A又はB 等級

エ (3) オに同じ。

オ (3) ハに同じ。

カ (3) キに同じ。

キ (3) クに同じ。

ク (3) ケに同じ。

ケ 第 2構成員は、平成12年度以降に、元請けとして、木造建築物（城郭、

神社、仏閣、茶室又はその他の歴史的建築物に限る。) の全解体修理工事、部分解体修理工事、新築工事又は復元工事を施工した実績を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資の割合が20パーセント以上の場合のものに限る。)。ただし、平成17年度以降に元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事については、施工成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。

コ (3) サに同じ。

(5) 単体企業に関する事項

本業務において単体企業として参加する場合は、別に参加する特別共同企業体の構成員となることはできない。

(6) 単体企業の資格要件

(3) に掲げる代表構成員の資格要件を満たす者とする。

3 競争参加手続等

(1) 事務担当部局及び問い合わせ先

〒460-0031 名古屋市中区本丸 1番 1号

名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所

電話番号 052-231-1700

(2) 実施説明書等の交付期間及び方法

ア 交付期間

平成 年 月 日 () から同月 日 () まで

受付時間は午前 8時45分から午後 5時00分まで

(ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日(以下「名古屋市の休日」という。)及び正午から午後 1時までを除く。)

イ 配布方法

(1) の場所で配布する。名古屋市ホームページの調達情報サービスで実施説明書等の一部を公開する。

(調達情報サービス <http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)

(3) 競争参加資格確認申請書及び参加表明書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

平成 年 月 日 () 午前 8時45分から同月 日 () 正午まで

(郵送（書留又は簡易書留（以下「書留等」という。）に限る。）の場合は必着。)

受付時間は午前 8時45分から午後 5時00分まで

(ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1時00分までを除く。)

イ 提出方法

持参又は郵送による。

ウ 提出又は郵送による場合の提出先

(1) に同じ。

(4) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日をもつて行うものとし、その結果は平成 年 月 日 () までに競争参加資格確認申請書を提出した者（特別共同企業体の場合はその代表構成員）に対し通知する。

(5) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

平成 年 月 日 () 午前 8時45分から 年 月 日 () 午後 5時00分まで。（郵送（書留等に限る。）の場合は必着。）

受付時間は午前 8時45分から午後 5時00分まで。

(ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1時00分までを除く。)

イ 提出方法

持参又は郵送による。

ウ 提出又は郵送による場合の提出先

(1) に同じ。

(6) 優先交渉権者を選定するための評価項目

次の評価項目について、実施説明書に記載する評価基準により行った評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

ア 業務の実施方針

イ 事業費、工期

ウ 施設計画

(7) 優先交渉権者の選定

(6) による評価の結果、技術評価点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。次点以降の提案者の順位についても選定し結果を通知する。

4 その他

(1) 提案に関して必要となる費用

技術提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 無効となる提案

次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 技術提案書等の差替え又は再提出

提出期限後は提出された技術提案書等の差替え又は再提出は認めない

(本市から指示があった場合を除く。)。

(5) 競争参加資格審査の申請

本公告に係る募集に参加を希望する者で、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は平成 年 月 日までに所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る募集に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係

(名古屋市役所西庁舎11階)

電話番号 052-972-2321

(6) 調達手続について

本事業は、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年6月）における設計交渉・施工タイプを参考に募集を行うものであり、本募集における技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と基本的な協定の締結並びに基本設計（史実の調査を含む。）及び実施設計（施工技術検討を含む。）の契約の締結を行った後、設計の過程で基本的な協定に基づき価格の交渉を行い、工事施工の契約を締結する事業である。

(7) 予算の成立等

ア 設計業務

本公告に示した設計業務の契約は、本設計業務に係る予算の成立を条件とする。

イ 工事施工業務

本公告に示した工事施工業務の契約は、本工事施工業務に係る予算の成立及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年名古屋市条例第43号）第2条の規定に基づく、名古屋市議会における議会の議決を条件とする。当該議決を経るまでは仮契約とし、議決があったときは、その日をもって当該工事の請負契約が成立した旨について仮契約を締結した者（特別共同企業体の場合はその代表構成員）に対し通知する。

(8) 手続の中止等

ア 設計業務、工事施工業務それぞれの契約締結をする段階において、工期の遅れが確実になった場合には、契約の締結をしないことがある。

イ 本公告に示した募集に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、本募集手続を延期又は中止することがある。

(9) 建設工事に係る資材の再資源化等

本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物

の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10) 談合に関する情報があつた場合等の措置

談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、手続を延期することがある。

談合の事実が確認された場合又は談合の事実が確認されなかつた場合であつても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、契約手続の公正性を確保するため、手続の中止、手續の変更、その他必要と認める措置を講じることがある。

(11) 損害賠償の請求

この契約において、談合等の不正行為により本市が被つた金錢的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(12) 本契約を締結しない場合

(7) イにおいて、仮契約を締結した者が、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号のいずれかに該当した場合は、原則として本契約を締結しないものとする。仮契約を締結した者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号のいずれかに該当した場合も同じ扱いとする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(13) その他

詳細は実施説明書による。

5 Summary

(1) Project Name:

Improvement of Nagoya Castle Towers

(2) Deadline for submission of application forms for qualification:

, by 12:00 p.m.

(3) Deadline for submission of construction proposals:

, by 5:00 p.m.

(4) Inquiries:

Nagoya Castle General Administration Office, Civic & Economic Affairs Bureau, City of Nagoya

Address: 1-1 Hommaru, Naka-ku, Nagoya 460-0031

Tel: 052-231-1700

(案)

名古屋城天守閣整備事業にかかる
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
による公募型プロポーザル

実施説明書

平成 27 年 月

名古屋市

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式
(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル

実施説明書

目次

1. 事業概要	1
2. 競争参加資格	4
3. その他業務に係る条件	6
4. 実施説明書等の交付及び現場説明会	7
5. 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び確認の通知等	8
6. 競争参加資格がないと認められたものに対する理由の説明	9
7. 技術提案書の提出期限、場所及び方法等	9
8. 技術提案書の審査方法等	10
9. 優先交渉権者として決定されなかった者に対する理由の説明	12
10. 予算の成立等	12
11. 価格等の交渉	12
12. 基本協定書及び設計業務契約の締結	13
13. 工事施工業務契約の締結	13
14. 評価結果等の公表	13
15. 本説明書に対する質問	14
16. 提出資料の取扱い	14
17. 事務担当部局	15
18. その他	15

公募型プロポーザル実施説明書

名古屋城天守閣整備事業（以下「本事業」という。）の調達に係る「公募型プロポーザル実施公告」に基づく参加表明書及び技術提案書の提出等については、関係法令等に定めるものほか、この実施説明書及び同時配付する資料（以下「本説明書」という。）による。

1. 事業概要

（1）公告日 平成 27 年 月 日

（2）事業名 名古屋城天守閣整備事業

（3）事業概要等

①名古屋城天守閣木造復元に係る設計業務（基本設計（史実の調査を含む。）及び実施設計（施工技術検討を含む。））並びに工事施工業務（解体工事、石垣工事及び施工技術検討を含む。）を行う。なお、設計業務、工事施工業務共に付帯する設備、外構、植栽等の全てを含むものとする

②本事業は、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成 27 年 6 月）における設計交渉・施工タイプを参考に募集を行うものであり、本募集における技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と基本的な協定の締結並びに基本設計（史実の調査を含む）、実施設計（施工技術検討を含む）の契約を締結した後、設計の過程で基本的な協定に基づき価格の交渉を行い、工事施工の契約を締結する事業であるが、次の（ア）及び（イ）の手続きを経て進められるものである。

（ア）平成 28 年 3 月末までの手続き

　優先交渉権者の選定までとする。

（イ）平成 28 年 4 月以降の手続き

　・設計業務の契約手続き

　価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、基本的な協定の締結及び設計業務の契約締結となる。

　契約締結等が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合は、本事業を中止し、契約の締結をしないことがある。

　・工事施工業務の契約手続き

　価格交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、工事施工業務の契約締結となる。

　契約締結が遅れることにより工期の遅れが確実になった場合は、本事業を中止し、

契約の締結をしないことがある。

(ウ) 損害賠償

- ・本事業を中止した場合において、本事業手続きの参加に要した費用については、損害賠償請求の対象としない。

③本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(4) 事業期間

天守閣の竣工は平成 32 年 7 月 31 日までとし、建物の竣工とともに内部を含めて公開できる周辺環境までの整備を終えて市に引き渡すこと（指定部分完成）。石垣等その他の部分の工事の完了については、天守閣の竣工後 9 年以内とする。

なお、全体の工期及び天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。

(5) 事業場所 名古屋市中区本丸 1 番 1 号

(6) 事業費参考額

事業費参考額は下記のとおりであり、本事業の参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、下記の記載内容を踏まえ技術提案を行うこと。

①設計業務及び工事施工業務に係る費用の参考額

本事業における設計業務及び工事施工業務に係る費用の合計額の参考額は、下記のとおりとする。平成 24 年度調査により算出したものであり、木材の産地、質（節の有無）により異なる。石垣工事については積み直しを前提としたものである。なお、参考額は業務量の規模の目安であり、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

○設計業務及び工事施工業務の費用の合計参考額

270 億円：外国産材及び国産材の節有り

320 億円：全て国産材の節有り

400 億円：全て国産材の節無し

※木材は原則、国産材を使用すること。調達困難な場合は代替案を提示すること。（「技術提案書の審査基準」参照）

(7) 事業想定スケジュール

事業想定スケジュールは下表のとおりである。

平成 28 年 3 月末までの手続き

日 時	項 目
平成 27 年 12 月上旬	公募手続の開始
平成 27 年 12 月上旬～12 月下旬	参加表明書、競争参加資格確認申請書の受付期間
平成 27 年 12 月上旬～中旬	現場説明会
平成 28 年 1 月上旬	競争参加資格確認結果の通知
平成 28 年 1 月上旬～2 月下旬	技術提案書の受付期間
平成 28 年 2 月下旬～3 月下旬	技術的事項の確認、ヒアリング、審査
平成 28 年 3 月下旬	優先交渉権者の選定

平成 28 年 4 月以降の手続き

平成 28 年 4 月～平成 32 年 7 月	設計業務に関する見積合わせ
	議案の提出（設計業務予算）
	基本協定書の締結
	設計業務契約の締結
	工事施工業務に関する価格等の交渉
	設計業務の完了
	工事施工業務に関する見積合わせ
	議案の提出（工事施工業務予算）
	議案の提出（工事施工業務契約の締結）
	工事着工
	天守閣の竣工 ※平成 32 年 7 月 31 日
天守閣竣工後の 9 年以内 ※	全体の完了（石垣工事等）

※全体の工期及び天守閣の工期について、工期短縮に係る技術提案があった場合は、技術提案書に記載された事業期間とする。

2. 競争参加資格

(1) 実施方式

本公告に係る業務は、特別共同企業体（当該業務について結成される共同企業体をいう。以下同じ。）による共同実施方式（結成方法は自主結成）又は単体企業による実施方式とする。

(2) 特別共同企業体に関する事項

①特別共同企業体の構成員数は 2 者以上 5 者以下とし、その組合せは(3) に定める代表構成員としての資格要件を満たす者と(4) に定めるその他の構成員としての資格要件を満たす者との組合せとする。

なお、各構成員は、本業務において 2 以上の特別共同企業体の構成員となることはできない。

②代表構成員の出資の割合は最大となること。

③各構成員の出資の割合は均等割の 10 分の 6 以上になること。

(3) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

③名古屋市における平成 27 年度及び平成 28 年度競争入札参加資格「建築工事 A 等級（一般共同企業体を除く。）」の認定を技術提案書提出期限の日において受けている者であること。

④直近の経営事項審査（平成 27 年 4 月 1 日以降に経営事項審査の再審査を申請し、その結果通知を取得している場合においては、再審査前又は再審査後のいずれか）に係る建築一式工事の総合評定値（P）が 1400 点以上の者であること。

⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

⑥民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

- ⑦中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等が本公告に係る競争に参加しようとする場合にあっては、その組合員が当該競争に同時に参加しようとするものでないこと。
- ⑧本公告の日から優先交渉権者の選定の日までの間に指名停止の期間がない者であること。
- ⑨本公告の日から優先交渉権者の選定の日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ⑩平成 12 年度以降に、元請けとして、延べ面積（部分解体修理工事については、解体修理部分の延べ面積をいう。）が 100 平方メートル以上の木造建築物（城郭、神社、仏閣、茶室又はその他の歴史的建築物に限る。）の全解体修理工事、部分解体修理工事、新築工事又は復元工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資の割合が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。ただし、平成 17 年度以降に元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事については、施工成績が 65 点未満のものは、本施工実績とはならない。

なお、ここでいう「その他の歴史的建築物」とは、次に掲げるいずれかの建築物((ア)から(エ)までについては、施工実績として申請する工事請負契約時において指定されていたものに限る。以下同じ。)とする。

- (ア) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に基づき文部科学大臣が指定する重要文化財
- (イ) 法第 27 条第 2 項に基づき文部科学大臣が指定する国宝
- (ウ) 法第 109 条第 1 項に基づき文部科学大臣が指定する史跡
- (エ) 法第 109 条第 2 項に基づき文部科学大臣が指定する特別史跡
- (オ) 江戸時代以前に建設された建築物
- ⑪元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事において 60 点未満の施工成績の通知を受けた場合には、施工成績の通知を受けた日の翌日から本公告の日までに 1 月以上経過している者であること（なお、公衆損害事故等の理由で指名停止を受けたことにより、施工成績が減点された場合を除く。）。

(4) その他の構成員の資格要件

その他の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① (3)①に同じ。
- ② (3)②に同じ。
- ③名古屋市における平成 27 年度及び平成 28 年度競争入札参加資格「建築工事」の認定

を技術提案書提出期限の日において受けている者であること。なお、構成員の組合せは次の表のとおりとする。

	第2構成員	第3構成員	第4構成員	第5構成員
構成員数 2	A又はB等級	—	—	—
構成員数 3	A等級	A又はB等級	—	—
構成員数 4	A等級	A等級	A又はB等級	—
構成員数 5	A等級	A等級	A又はB等級	A又はB等級

- ④ (3)⑤に同じ。
- ⑤ (3)⑥に同じ。
- ⑥ (3)⑦に同じ。
- ⑦ (3)⑧に同じ。
- ⑧ (3)⑨に同じ。
- ⑨ 第2構成員は、平成12年度以降に、元請けとして、木造建築物（城郭、神社、仏閣、茶室又はその他の歴史的建築物に限る。）の全解体修理工事、部分解体修理工事、新築工事又は復元工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資の割合が20パーセント以上の場合のものに限る。）。ただし、平成17年度以降に元請けとして施工した名古屋市住宅都市局発注工事については、施工成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。
- ⑩ (3)⑪に同じ。

(5) 単体企業に関する事項

本業務において単体企業として参加する場合は、別に参加する特別共同企業体の構成員となることはできない。

(6) 単体企業の資格要件

(3)に掲げる代表構成員の資格要件を満たす者とする。

3. その他業務に係る条件

- (1) 技術提案の段階において、次の実績を有する業者の協力を得ること。また、設計業務（調査・基本設計・実施設計）における予算措置が行われ、設計業務契約を締結する段階ではアドバイザー契約等を締結することとする。

文化財保護法に基づき文化庁に申請する現状変更申請を含めた文化庁との調整及び文化財建造物の復元や保存修理の技術面（設計管理、歴史的技法の調査、伝統的技術の施工指導及び記録作成）の実績を有する者。

- (2) 設計業務（調査・基本設計・実施設計）における予算措置が行われ、設計業務契約を締結する段階では特別企業共同体又は単体企業に次の実績を有する技術者を配置すること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有し、かつ、文化財保護法に基づく重要文化財又は地方公共団体の条例に基づく指定有形文化財である建造物の保存修復工事の設計・監理業務を主任技術者等として技術指導した実務経験を有する者

4. 実施説明書等の交付及び現場説明会

(1) 実施説明書等の交付

①交付期間

平成 27 年 月 日 () から平成 27 年 月 日 () まで。

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで

（ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）及び正午から午後 1 時までを除く。）

ただし、やむを得ない事情がある場合は事務担当部局から資料を郵送します。次の②までお問い合わせください。

②交付場所

次の場所で配布する。

名古屋市中区本丸 1 番 1 号

名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所「天守閣担当」

電話 052-231-1700

③その他

名古屋市ホームページの調達情報サービス及び名古屋城総合事務所のホームページにおいて実施説明書等の一部を公開する。

（調達情報サービス <http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/> ）

（名古屋城総合事務所 <http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/> ）

(2) 現場説明会

募集に関する現場での説明会を次のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

- ①開催日時 平成 27 年 月 日()午後 時～
- ②開催場所 名古屋城 天守 1 階「交流の間」
※「交流の間」の説明会と併せて現場説明を実施します。
- ③申込方法 【様式 1】 現場説明会参加申込書を添付して、電子メールでお申し込みください。
メールアドレス tenshukaku@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
※件名を「現場説明会」としてください。
申込先 (1) の②に同じ。
申込期限 平成 27 年 月 日正午まで。
参加人数 1 社あたり 2 名まで。
- ④その他 説明会当日は (1) ③のホームページ掲載資料を印刷してお持ちください。

5. 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び確認の通知等

- (1) 応募者は、本競争に参加することを表明し、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、【様式 3】参加表明書及び【様式 4】競争参加資格確認申請書を提出し、本市から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、以下①の提出期間に参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない者、競争参加資格確認の結果競争参加資格が無いと認められた者は、競争に参加できない。

① 提出期間

平成 27 年 月 日から平成 27 年 月 日正午まで((郵送(書留又は簡易書留(以下「書留等」という。)に限る。)の場合は必着)。

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時までを除く。

② 提出方法

③へ持参又は郵送により提出すること。

③ 提出又は郵送場所

〒460-0031 名古屋市中区本丸 1 番 1 号

名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所

④ 提出部数

1 部 (写し 部)

- (2) 提出書類は、配付の様式により作成することとし、【様式 5】「秘密保持に関する誓約書」、【様式 6】「誓約書」をあわせて提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

- (3) 参加表明書及び競争参加資格申請書に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じること。
- (4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 28 年 月 日（ ）までに競争参加資格確認申請書を提出した者（特別共同企業体の場合はその代表構成員）に対し通知する。
- (5) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。

6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本市に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限

平成 28 年 月 日午後 5 時 00 分まで（（郵送（「書留等」に限る。）の場合は必着）。

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時までを除く。

② 提出方法

5 (1) ②に同じ。

③ 提出又は郵送場所

5 (1) ③に同じ。

(2) 本市は、平成 28 年 月 日までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7. 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 5 (4) の通知により競争参加資格を有すると認められた者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

① 提出期間

平成 28 年 月 日（ ）午前 8 時 45 分から平成 28 年 月 日（ ）午後 5 時 00 分まで。（郵送（書留等に限る。）の場合は必着。）

受付時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時 00 分までを除く。

② 提出方法

5 (1) ②と同じ。

③ 提出又は郵送による場合の提出先

5 (1) ③と同じ。

④ 提出部数 技術提案書 20 部。同内容の電子ファイル 1 部 (CD-R 等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。)

(3) 技術提案書の提出を辞退する場合は、(2) ①の提出期限までに、本市へ辞退を届け出ること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

(4) 技術提案書は、「技術提案書作成要領」に従い作成すること。なお、提出期間を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は、認めない。(本市から指示があった場合を除く。)

(5) その他

① 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 採用された技術提案については、その後の設計業務及び工事施工等業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

③ 技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

④ 本市が競争参加資格を有する者に対して貸与した図書(記録用メディア媒体を含む。)がある場合は、技術提案書の提出期限までに返却すること。

8. 技術提案書の審査方法等

(1) 技術提案書の選定方法

競争参加資格を有する者が提出した技術提案書を、審査基準に基づき中立かつ公正に審査・評価し、最も優れた技術提案書を選定する。当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次点とし、同様にそれ以降の技術提案書についても順位を決定する。

(2) 技術提案書の審査

① 名古屋城天守閣整備事業に係る学識経験者の意見聴取

技術提案書の審査等について、本市は学識経験者から意見聴取を実施する。学識経験者は、中立かつ公正な立場で技術提案書の審査を行う。

意見聴取を行う学識経験者(以下、評価委員)は、次のとおり。(五十音順)

評価委員： 大森 文彦 東洋大学教授／弁護士
小野 徹郎 名古屋工業大学名誉教授／
公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長
片岡 靖夫 中部大学名誉教授
川地 正数 川地建築設計室主宰／中部大学非常勤講師
瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授
麓 和善 名古屋工業大学大学院教授
古坂 秀三 京都大学教授
三浦 正幸 広島大学大学院教授

応募者は、自ら又は第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って評価委員に接触を図ってはならない。応募者が当該の接触を図った場合は、本事業に係る公正な競争を妨げる行為を行ったとみなして、本事業の競争参加資格を失うこととする。

② 技術提案書の審査基準

技術提案書の審査基準は、「求める技術提案書」及び「技術提案書の審査基準」のとおりとする。

(3) 技術的事項の確認

- ① 技術提案書を提出した者に対して、技術的事項の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。
- ② 技術的事項の確認の詳細は、別途通知する。

(4) ヒアリング

技術提案書の審査に当たって、以下のとおりヒアリングを実施する。

- ① 技術提案書を提出した者に対して、ヒアリングの実施、日時、場所、方法及び留意事項等について通知する。
- ② ヒアリング時の説明には、提出した技術提案書のみを使用すること。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) 技術提案の審査を経て、本市は最も優れた技術提案書を特定し、優先交渉権者として決定する。審査の結果は、書面により通知するとともに、審査結果及びその概要を公表する。

9. 優先交渉権者として決定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 優先交渉権者として決定されなかった者は、本市に対して、次に従い書面（様式は自

由)により、その理由について説明を求めることができる。

① 提出期間

8 (5) の通知の日から、土曜日、日曜日及び祝日を除き 7 日間。

ただし、名古屋市の休日及び正午から午後 1 時 00 分までは受け付けない。

② 提出方法

5 (1) ②に同じ。

③ 提出又は郵送場所

5 (1) ③に同じ。

(2) 本市は、(1) ①の日から 10 日後までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

10. 予算の成立等

(1) 設計業務

本公告に示した設計業務の契約は、本設計業務に係る予算の成立を条件とする。

(2) 工事施工業務

本公告に示した工事施工業務の契約は、本工事施工業務に係る予算の成立及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年名古屋市条例第 43 号)第 2 条の規定に基づく、名古屋市議会における議会の議決を条件とする。当該議決を経るまでは仮契約とし、議決があったときは、その日をもって当該工事の請負契約が成立した旨について仮契約を締結した者(特別共同企業体の場合はその代表構成員)に対し通知する。

11. 價格等の交渉

(1) 優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けてその内容確認を行い、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を実施する。

(2) 優先交渉権者との交渉が不成立となった場合は、8 (1) に定める次点の交渉権者と同様の手続きを行う。

(3) 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。

(4) 上記 (3) の費用については損害賠償請求の対象としない。

12. 基本協定書及び設計業務契約の締結

- (1) 價格等の交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、基本協定書・設計業務契約の締結となる。なお、価格等の交渉の結果、契約に至らなかつた場合は、11(2)による。
- (2) 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- (3) 上記(2)の費用については損害賠償請求の対象としない。

13. 工事施工業務契約の締結

- (1) 價格等の交渉の後、契約のための予算が名古屋市議会において承認された場合、工事施工業務契約締結となる。また、契約締結については、仮契約を締結した後に、予算の議決とは別に議会の議決を要する。なお、価格等の交渉の結果、契約に至らなかつた場合は、11(2)による。
- (2) 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- (3) 上記(2)の費用については損害賠償請求の対象としない。
- (4) 本業務における設計の内容が、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号に規定（特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務を調達する場合において、当該調達の相手方が特定されるとき。）に該当しない場合には、総合評価方式一般競争入札に付することとする。

14. 評価結果等の公表

- (1) 本市は、優先交渉権者等の通知後速やかに次の事項を公表する。
- ① 業者名
 - ② 各業者の技術評価点
- (2) 本市は、工事施工業務の契約締結後速やかに次の事項を公表する。
- ① 價格等の交渉の実施手順
 - ② 施工方法等の確認の経緯
 - ③ 價格交渉の内容

④ 学識経験者からの意見聴取状況

15. 本説明書に対する質問

(1) 本説明書に対する質問がある場合は、次のとおり【様式2】質問書により提出すること。

① 提出期間

(ア) 公募手続きに関する質問

期間：平成27年 月 日から平成27年 月 日午後5時00分まで((郵送(「書留等」に限る。)の場合は必着)。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。受付時間は午前8時45分から午後5時00分まで。(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 公募手続き以外の質問

競争参加資格確認結果の通知後に、競争参加資格を有する者から質問を受け付けることとする。

期限：平成28年 月 日午後5時00分まで((郵送(「書留等」に限る。)の場合は必着)。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。受付時間は午前8時45分から午後5時00分まで。(正午から午後1時までを除く。)

② 提出又は郵送場所 5 (1) ③に同じ。紙媒体で提出後、電子データの提出を求める。

③ 応募者が様式に別紙参照等の記載をした上で任意の別紙を添付する等、様式を逸脱する方法により提出した書類には回答しない。

④ 質問書の提出に当たっては、事前に公表している回答書の内容を確認すること。

(2) 質問に対する回答は、次のとおりとする。

① 質問に対する回答については、名古屋城総合事務所ホームページに掲載します。なお、本説明書等の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答についてはホームページを注意して確認をしてください。

② 回答書は作成したものから順次公開します。(平成28年 月 日()までに回答)

16. 提出資料の取扱い

(1) 競争参加資格確認申請書又は技術提案書の無効等

① 虚偽の内容が記載されている競争参加資格確認申請書又は技術提案書は無効とし、有参加資格者の通知及び優先交渉権者の選定についてはこれを取り消す。

② 競争参加資格確認申請書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となる

ことがある。

- (ア) 所定の様式及び別紙「技術提案書作成要領」に示す条件に適合しないもの。
- (イ) 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(2) 本手続のために提出された資料は返却しない。

(3) 本手続のために提出された資料は、本手続以外に応募者に無断で使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客觀性を確保するため、応募者に確認の上、応募者の権利、利益等を損なう恐れのある部分を除き、14. の手続きに従い公表する。

(4) 本手続のために提出された資料は、本手続に係る作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(5) 本手続及び本事業に関して応募者が作成し又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、本市に対して保証する。応募者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

17. 事務担当部局（関連情報を入手するための照会窓口）

〒460-0031 名古屋市中区本丸 1番 1号

名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所

電話番号 052-231-1700

18. その他

(1) 本手続及び本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本手続及び本業務において作成される資料、成果物、その他の情報の全ては、学識経験者の評価委員及び別途発注の発注者支援業務の受注者に提供することがある。また、本

事業において作成される資料、成果品、その他の情報の全ては、本市における名古屋城天守閣整備にかかる検討会等に提供することがある。

(3) 競争参加資格審査の申請

本公告に係る募集に参加を希望する者で、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は平成28年1月15日までに所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る募集に参加を希望している旨を明示すること。

なお、この場合には技術提案書の提出時に同資格を満たしていることを条件として、競争参加資格を有することを確認するものとする。当該確認を受けた者が、技術提案書の提出時に上記の資格を満たしていないときは、競争参加資格を失う。

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係

(名古屋市役所西庁舎11階)

電話番号 052-972-2321

(4) 仮契約を締結した者が、仮契約中に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号の一に該当した場合は、原則として本契約を締結しない。仮契約を締結した者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、仮契約中に名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号の一に該当した場合も同じ扱いとする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(5) 手続の停止等

- ① 設計業務、工事施工業務それぞれの契約締結をする段階において、工期の遅れが確実になった場合には、契約の締結をしないことがある。
- ② 本説明書に示した募集に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあつた場合に、苦情処理手続において、本募集手続を延期又は中止することがある。

(6) 談合に関する情報があった場合等の措置

談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、手続を延期することがある。

談合の事実が確認された場合又は談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、契約手続の公正性を確保するため、手続の中止、手續の変更、その他必要と認める措置を講じることがある。

(7) 損害賠償の請求

この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(8) 本契約を締結しない場合

10 (2)において、仮契約を締結した者が、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号のいずれかに該当した場合は、原則として本契約を締結しないものとする。仮契約を締結した者が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかが、仮契約中に本市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して次の各号のいずれかに該当した場合も同じ扱いとする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(案)

名古屋城天守閣整備事業にかかる
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
による公募型プロポーザル

業務要求水準書

平成 27 年 月

名古屋市

第1章 総則

第1節 業務要求水準書の目的

名古屋城天守閣整備事業業務要求水準書（以下「本業務要求水準書」という。）は、名古屋城天守閣整備事業（以下「本事業」という。）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、受注者が本事業を実施するに当たり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

第2節 受注者が提案した技術提案

受注者が提案した本事業に対する技術提案の内容のうち、本業務要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、受注者が本事業を実施するに当たっての要求水準の一部としてみなすものとする。

第3節 要求水準の変更

名古屋市（以下「本市」という。）は、事業期間中に次の事由により要求水準の変更を行うことがある。

- (1) 文化財保護法を始めとする関係法令及び条例、基準等の改正に伴い変更が必要になったとき。
- (2) 特別史跡名古屋城跡全体整備計画（平成18年）の改正に伴い変更が必要になったとき。
- (3) 文化財保護法に基づく現状変更許可の条件に伴い変更が必要となったとき。
- (4) 建築基準法第3条の適用を受けるために変更が必要となったとき。
- (5) 関係法令等を所管する機関との調整・協議において変更が必要となったとき。
- (6) その他、変更が特に必要と認められるとき。

第4節 本業務要求水準書の規定の取扱い

本業務要求水準書において、材料仕様、工法、その他について具体的に特定の方法を規定している場合、受注者が性能を証明した上で、その内容について本市と協議を行い、当該特定の方法と同等以上の性能があると本市が認めた場合、採用できるものとする。

1. 本業務要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく仕様の一例として示すものであり、業務実施に当たっては、当該参考に関わらず、受注者が要求水準を満たすよう計画して差し支えない。
2. 本業務要求水準書において、条件として設定する内容については、受注者が要求水準を満たすように設計を行なう前提として示すものであり、事業期間中に当該条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について協議する。
3. 本業務要求水準書で用いる用語は、【別添資料1】「用語の定義」を参照する。

第5節 適用基準等

1. 本事業の実施に当たっては、関係法令によるほか、【別添資料2】「適用基準一覧」に掲げる基準を適用する。
2. 【別添資料2】「適用基準一覧」に示す基準等で、制定時から着工までの間に改定があった場合には、原則として改定された基準等を適用する。また、着工後の改定については、その適用について協議する。
3. 適用基準の解釈については、【別添資料2】「適用基準一覧」に掲げる刊行物等を参照する。
4. 本業務要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、本業務要求水準書を優先する。

第2章 業務の概要及び計画条件

第1節 業務の概要

1. 名古屋城天守閣整備事業

本業務について、下記の業務を行う。

(1) 設計業務（基本設計、実施設計、施工技術検討）

設計、積算及び必要となる調査、文化庁等関係団体等との打合せ、行政手続き（文化財保護法、建築基準法、消防法等関係法令に關わる手続の全て。）及び施工技術検討（設計と施工の一体的なマネジメントを図るとともに、コスト縮減、工期短縮の実現に向けた取り組みを行うことをいう。）

(2) 関係法令等に基づく行政手続きに必要な調査及び実験等業務

- ・文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な学術調査等
- ・建築基準法第3条の適用に必要な構造及び防火・避難上の安全性を証明するため必要な調査・実験等
- ・その他、関係機関との協議において必要となった調査・実験等

(3) 工事施工等業務（工事施工、施工技術検討）

解体工事、木造復元工事、石垣工事、必要となる調査、行政手続き及び施工技術検討（設計と施工の一体的なマネジメントを図るとともに、コスト縮減、工期短縮の実現に向けた取り組みを行うことをいう。）

第2節 本業務に含まれている範囲

本工事に含まれている範囲は下記のとおりとする。

- (1) 天守閣（大天守、小天守、橋台）の昭和実測図及び資料・文献等に基づく木造による復元
- (2) 現天守閣（大天守、小天守、橋台）の解体及び金鯱の保存
- (3) ケーソン基礎の耐久性の確認、補強及び活用又は、新たな基礎の検討
- (4) 天守台石垣の現状維持と保存対策及び積直しの2パターンの検討

第3節 関係法令の遵守

本事業の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

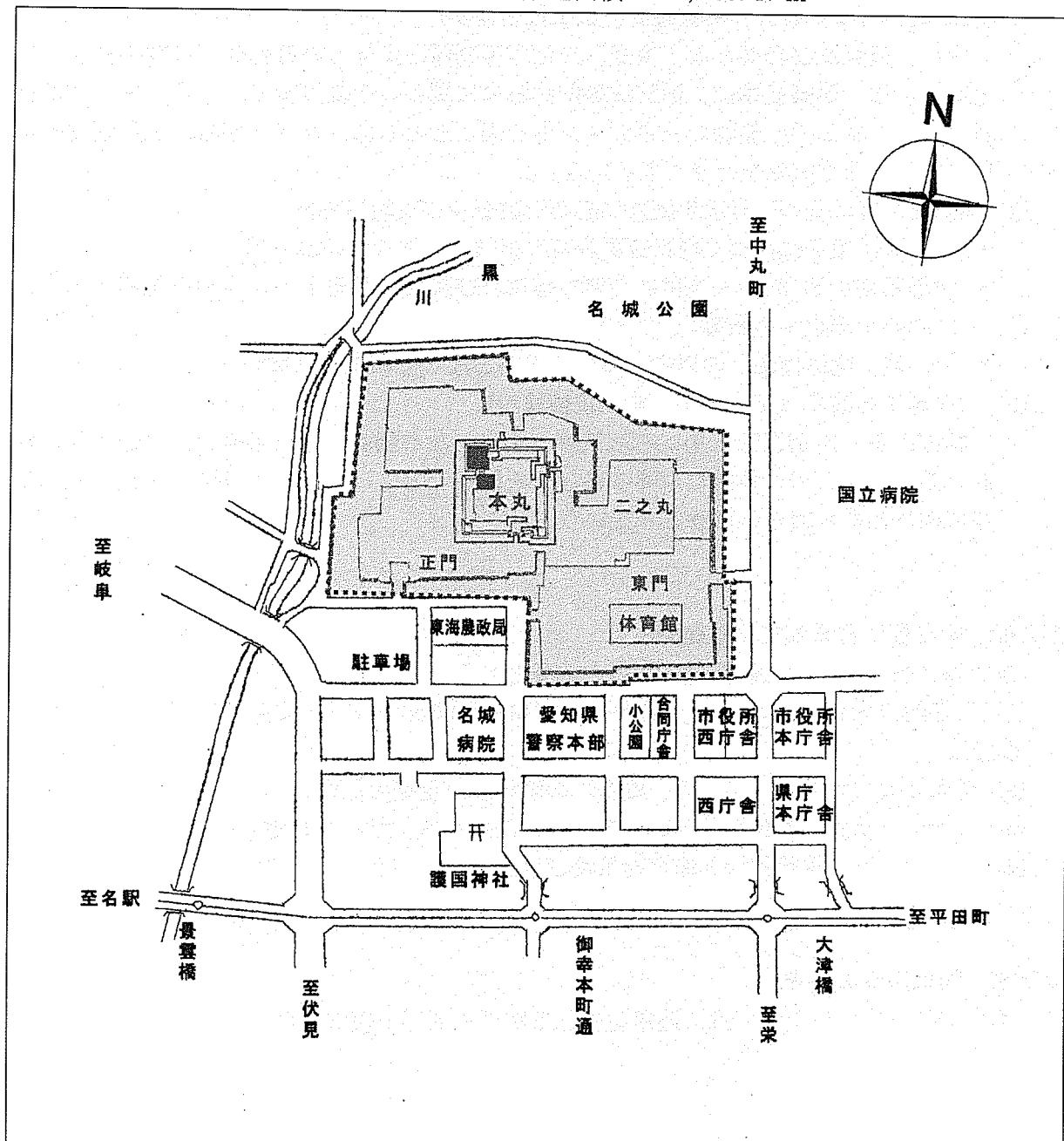
第4節 敷地に関する事項

1. 敷地条件

(1) 敷地概要

名古屋城の敷地は昭和7年に特別史跡名古屋城跡として指定されている。

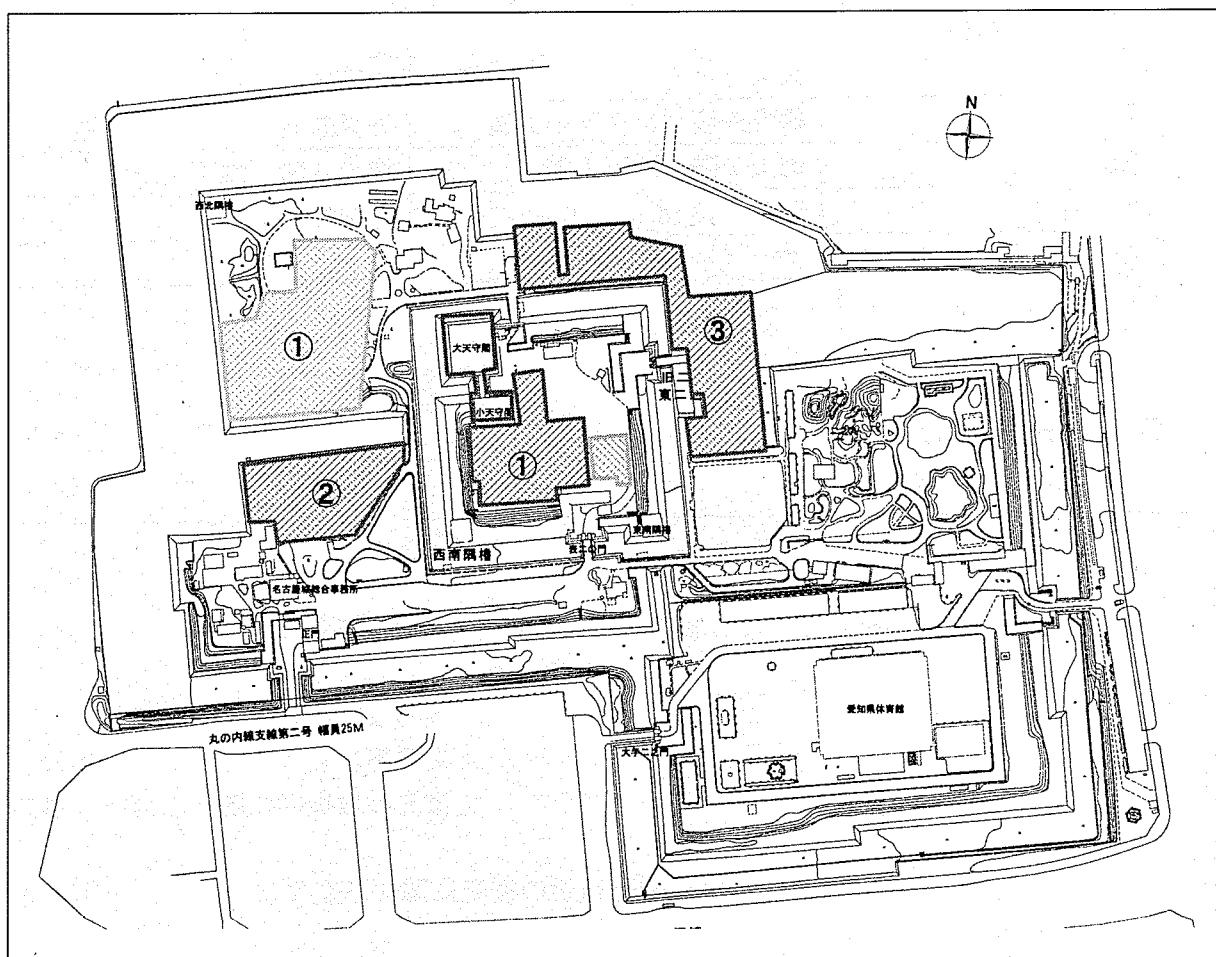
所在地：名古屋市中区本丸1番1号 敷地面積：246,733.47 m²



(2) 法規制

地域・地区等	用途地域：第2種住居地域 風致地区：第1種風致地区 防火指定：準防火地域 高度地区：31m 高度地区 その他：都市公園、駐車場整備地区、緑化地域、特別緑地保全地区
建ぺい率・容積率	法定建ぺい率：70%（角地適用） 法定容積率：200%
文化財	特別史跡名古屋城跡

(3) 敷地内の工事状況



① 名古屋城本丸御殿復元整備工事

工 期：平成 20 年 12 月 4 日～平成 30 年 3 月 5 日まで（現在工事中）

第 I 期：平成 25 年 3 月完成（一般公開中）

第 II 期：平成 28 年 3 月完成予定（平成 28 年 6 月 一般公開予定）

第 III 期：平成 30 年 3 月完成予定

② 名古屋城展示収蔵施設（仮称）新築工事 平成 28 年度～平成 29 年度末（工事予定）

③ 名古屋城石垣修復工事（本丸搦手馬出周辺） 平成 23 年度から毎年度実施（現在工事中）

(4) 文化財指定の状況

重要文化財	昭和 5 年 西北隅櫓、西南隅櫓、東南隅櫓、表二の門 昭和 50 年 二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門
名勝	昭和 28 年 二之丸庭園
天然記念物	昭和 7 年 名古屋城のカヤ
国登録有形文化財	平成 9 年 乃木倉庫

(5) 現況建物の概要

	大天守	小天守
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上 7 階 地下 1 階	地上 3 階 地下 1 階
延床面積	5,431.73 m ²	1,347.71 m ²
基礎	ケーソン基礎	ケーソン基礎

詳細は【参考資料】による。

(6) 特別史跡における条件

下記基準による。

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準

平成 27 年 3 月 30 日

史跡等における歴史的建造物の
復元の取扱いに関する専門委員会

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
 - ③復元後の管理の方針・方法が示されていること

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ①発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) 配慮事項

1. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
2. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じ

ないようにすること。

3. その他

外観を復元しつつ、屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更して、建築物その他の工作物を遺跡の直上に再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において、復元的整備を行うこととされた歴史的建造物についても、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

その他、下記事項による。

- ① 文化財保護法により、敷地内的一切の現状変更に対し現状変更許可が必要となる。
- ② 木造復元に際し、実施設計に着手する前の基本設計の段階において、文化庁における「復元検討委員会」の審査を受け、文化審議会にかけられる。
(復元検討委員会は年2~3回行われ、本丸御殿の場合は、3回の審査を受けている。
また、文化審議会は、5月と10月の2回行われている。)
- ③ 原則として、掘削行為を行ってはいけない。やむを得ず必要がある場合は、本市との協議が必要となる。
- ④ 仮設工事を含め、地中を荒らす恐れのある行為や杭の打設は、認められない。
- ⑤ 天守台石垣は、昭和20年の焼失時の被熱により劣化と孕みが著しく、工事中の振動、衝撃等からの保護が必要である。

3章 施設整備

第1節 名古屋城天守閣復元整備の基本的考え方

名古屋城天守閣は、昭和5年に旧国宝保存法により国宝第1号となったが、昭和20年の空襲により焼失し、昭和34年、当時の事業費約6億円の内2億円を市民等の寄附により鉄骨鉄筋コンクリート造の現在の天守閣が再建された。

名古屋城には、焼失前の天守閣の資料が豊富に残されており、史実に忠実な復元が可能な城郭である。名古屋市のシンボルとして、また、市民の精神的基柱となり未来の子供たちの宝となるような400年以上の寿命を持つ天守閣の木造復元を目指すものである。

第2節 主な設計条件

① 史実に忠実な復元	<ul style="list-style-type: none"> 木材は、原則、国産材とする。調達が困難な樹種については、代替案を提案する。 地元における有識者等による復元検討委員会を開催し、昭和実測図、金城温故録、熱田之記等の資料より史実に忠実な復元のため、復元年代、木材樹種の推定、各部材の形状寸法、工法やバリアフリー対応などの決定を行うとともに、文化庁の「復元検討委員会」における審査のための報告書、現状変更申請の資料等を作成すること。
② 天守台石垣	<ul style="list-style-type: none"> 築城時から昭和 20 年の戦災の痕跡をとどめ現在に至っている歴史的価値の高い遺構である。 工事着手前の天守台石垣の埋蔵文化財（裏込め部分等）の事前調査が必要となる。【参考資料9 参照】 現天守解体に伴う石垣工事範囲は、事前調査により状況を把握した上で判断する。 焼失時の被熱による劣化が著しく、工事中の振動や衝撃には十分な配慮が必要である。 整備方針としては、次の 2 パターンを検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ①現状維持のための保存対策工事を行う。 ②積直しを行う。 整備方法については、地元における有識者等による復元検討委員会での検討及び方針の決定と文化庁における「復元検討委員会」の審査により決定される。
③ 現天守閣	<ul style="list-style-type: none"> 現天守閣の詳細な記録を残すため、解体前の調査が必要である。 ケーソン基礎は撤去しないものとし、再利用または、新たな基礎等を検討し構築する。再利用を行う場合は、補強後を含め耐久性の確認を行うものとする。また、地中を荒らす様な新たな掘削を伴う杭基礎等は不可とする。 解体については、騒音、振動、市民の思いに配慮した工法を採用する必要がある。 解体工事前の設備配管接合部アスベスト材の処理が必要となる。（現地調査による） 解体に先立ち、記憶を後世に伝える方策の検討が必要である。
④ 仮設計画	<ul style="list-style-type: none"> 工事用進入路は、天守閣北側の堀を渡った名城公園からの設置とすること。 石垣等の遺構の保護を徹底すること。 素屋根等の設置に際しては、景観等観光地であることに十分配慮し工夫を凝らしたものとし、木造復元の過程を見学できるようにすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の安全確保に十分配慮すること。
⑤ 建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第3条第1項第四号による許可を条件とする。 ・許可の要件として、構造及び防火・避難の安全性の確保が必要であるため、現行法同等の評定評価の取得等が必要となる。 ・現行法と同等の耐震基準を満たすこと。
⑥ 消防法及び名古屋市火災予防条例	<ul style="list-style-type: none"> ・消防設備等について、消防法第17条第3項に基づき総務大臣の認定により緩和を受けること。 ・火災予防条例については、条例に適合していると認められるような代替案を検討し、名古屋市消防長の同意を得ること。
⑦ バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに配慮したものであること。

第3節 施設計画

1. 建築性能

(1) 基本方針

昭和実測図を基に史実に忠実に復元するもの。

- ・屋根
- ・外装
- ・内部諸室

(2) セキュリティ計画

- ・監視カメラ、各種センサー、照明制御等により来館者の安全を確保できる計画とする。
- ・手荷物検査等を実施するため、出入口付近に滞留スペースを計画する。

(3) 建物の規模

名称	構造・階数	建築面積	延べ床面積	高さ
大天守	木造地下1階地上5階建	1,505.28 m ²	4,563.99 m ²	36.057m
小天守	木造地下1階地上2階建	470.40 m ²	831.86 m ²	16.451m

面積根拠：昭和実測図より算定、高さ：昭和実測図より算定。（石垣天端より大棟天端まで）

(4) 防災・避難計画

多層階の木造建築物で不特定多数の人が利用する施設となることを念頭に利用者の安全性を確保するため、火災発生時における、炎、煙、避難に対する様々な安全性の検討を行い、利用者を安全に施設外へ避難できる計画とすること。

(5) ユニバーサルデザイン（可能な範囲で配慮するものとする）

① 車いす利用者へのユニバーサルデザイン

- a) 車いす使用者の使用が想定される階にはエレベータを設置し、アクセスが容易となるよう環境を整備する。また、災害時においても、円滑な避難が可能な環境を整備する。
- b) 敷地から出入口への移動経路は段差のない計画とする。
- c) 各種サインは、車いす使用者の視認性に配慮すること。
- d) 車いす置き場を確保する。

② 視覚障がい者へのユニバーサルデザイン

- a) 視覚障がい者の安全かつ円滑な移動を目的として、音声誘導装置や点字サインを、主要な出入口等に適宜設置する。
- b) ロービジョン者、色弱者に配慮し各種サインを計画する。

③ 聴覚障がい者へのユニバーサルデザイン

- a) 災害発生時に聴覚障がい者が一人で取り残される可能性があるため、避難経路等にフラッシュランプを設置する。
- b) 各種サインは、聴覚障がい者の利用に配慮した計画とする。

④ 知的、精神、発達障がい者へのユニバーサルデザイン

- a) 心身状況の変化により休息及び休憩が必要となる場合があるため、施設内の各階に休憩できるスペースを設置する。
- b) 同伴者とともに利用できるトイレを設置する。

⑤ 高齢者等へのユニバーサルデザイン

- a) 高齢者が容易に移動可能な環境を整備する。
- b) 必要箇所に手すり又はこれに代わるもの設置し、様々な身体状況の観覧者が利用しやすい環境を整備する。
- c) 各種サインは、高齢者にとって見やすいサイズや色づかいとする。
- d) 高齢者等の安全な移動に配慮し、段差等についてはコントラストに配慮し視認性を確保する。

⑥ 子連れ利用者へのユニバーサルデザイン

- a) トイレにはベビーチェア・ベビーシートを設置したブースを設けるとともに、授乳できるスペースを設置する。
- b) ベビーカー置き場を確保する。

⑦ 外国人利用者へのユニバーサルデザイン

外国人の来場が想定されるため、ピクトグラムなどの言語以外の表示や、多国語表記のサインを設置する。

2. 構造性能

(1) 構造設計の方針

史実に忠実な木造による復元とすることから、構造形式は木造軸組工法の伝統構法とする。

なお、建築基準法第3条の適用を受けることを前提に、構造計算については指定性能評価機関による評定を取得し、国土交通大臣の認定を取得すること。

石垣については、昭和 20 年の焼失時に熱劣化を起こし強度が低下している恐れがあるため、天守閣の重量を支えることが難しいことから、石垣には荷重がかからない計画とすること。

(2) 設計荷重

① 固定荷重

屋根材については、復元年代により異なるため、適切に設定すること。

② 積載荷重

防災評定等により決定した最大収容人員に対し適切な荷重を設定すること。

なお、現天守にある博物館機能については継続しない。

③ 積雪荷重

屋根の積雪荷重については、建築物の形状による偏在や積雪後の降雨等による比重の増加を考慮し適切な荷重を設定すること。

④ 風荷重

風荷重については、現存する木造天守閣に対する現状調査等を行い、その結果を踏まえ、適切な荷重を設定すること。

⑤ 地震荷重

制振・免震構造を採用する場合の設計用地震力算定等については、時刻歴応答解析またはその他の妥当な方法により実施する。

時刻歴応答解析を実施する場合、設計用水平地震動として供用期間中に数度遭遇する可能性のある「稀に起る地震」（レベル 1 地震）と供用期間中に 1 度遭遇する可能性のある「極めて稀に起る地震」（レベル 2 地震）を適切に設定する。その場合においては、建物の文化財的価値を考慮し、適切な補正を行うこと。なお、鉛直方向地震動についても、水平方向地震動と同様に、適切に設定する。

⑥ 施工時荷重

施工に必要な仮設物の重量を石垣に負担させてはならない。また、名古屋城内は特別史跡に指定されており、地盤の掘削が許されないため杭等の設置はできない。

(3) 加速度計の設置

以下の各位置に加速度計を設置し、加速度時刻歴をそれぞれ測定する。また、その測定結果を記録、保存する装置を（震度表示が可能なもの）を名古屋城総合事務所内に設置する。

① 耐震構造又は制振構造の場合、最下階の床、1 階及び最上階の床

② 免震構造の場合、下部構造の最下階、免震階の直上階及び最上階の床。（屋根免震構造を採用した場合は屋根。）

3. 電気設備性能（設置する場合にのみ適用する）

(1) 電灯設備

・各室に設けるコンセント等は、各室の用途に適した形式、容量を確保し、それぞ

れ適した位置に配置すること。セキュリティ、警備、防災と連動した照明制御を検討すること。

- ・ライトアップなどの演出照明について検討をすること。
- ・コンセントは安全上考慮が必要な部分について、カバー・カギ付とすること。

(2) 動力設備

- ・各ポンプ類の動力機器の制御盤の製作・配管配線・幹線配線等を行うこと。

(3) 受変電設備

- ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・非常用エレベータを設置する場合には、自家用発電機設備を備えること。
- ・高調波対策を検討すること。

(4) 静止型電源装置

- ・非常照明、受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。
- ・セキュリティ、警備、防災などの監視制御装置には必要な電源については交流無停電電源装置を備えること。

(5) 避雷設備

- ・建築基準法、関連法規に基づき設置すること。
- ・雷事故を防ぐため十分な措置を講ずること。

(6) 電話設備

- ・建物内各室に配管配線等を行うこと。
- ・ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数を確保すること。

(7) 放送設備

- ・放送設備は、業務放送と非常用放送を兼用とすること。

(8) 配電線路・通信線路設備

- ・電力、電話回線、光ケーブルの引き込み及び外構に供する配管配線設置を行うこと。

(9) 昇降機設備

- ・運転監視盤及びエレベータ用インターホンを設置すること。
- ・障害者、高齢者の利用を考慮しエレベータはバリアフリー対応とすること。
- ・昇降機は適切な大きさ、積載荷重、位置及び台数とすること。

(10) 監視カメラ設備

- ・防犯上必要な箇所に監視カメラを設置すること。
- ・火災監視に必要な箇所に監視カメラを設置すること。
- ・監視映像は7日間連続記録できるようにすること。

(11) 警備設備

- ・施設内の必要な箇所にセンサーを設置し、監視できるようにすること。
- ・施設区分毎に入退出管理が行えるよう配慮すること。

(12) 消防設備

- ・第3章第2節の条件に基づき適切に対応すること。

4. 機械設備性能（設置する場合にのみ適用する）

(1) 換気設備

- ・換気設備については、諸室の用途・目的に応じた換気システムを採用し、良好な室内環境を確保すること。
- (2) 給水設備
- ・各所必要箇所に必要水量、水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- (3) 排水設備
- ・敷地内からの汚水・雑排水は、公共污水栓から下水本管へ接続し、排水すること。
 - ・建屋内排水方式は汚水と雑排水を別系統とする分流式とすること。
- (4) 衛生設備
- ・衛生器具は清掃等維持管理を十分に考慮して選定すること。
 - ・バリアフリー対応や子供の利用にも配慮した計画とすること。
 - ・省資源、省エネルギーに配慮した器具を設置すること。
- (5) 消防設備
- ・第3章第2節の条件に基づき適切に対応すること

5. 使用材料等

使用する木材は、原則として国産材とする。

(参考) 焼失前木材の材種と数量

(単位: m³)

材種	大天守	小天守	橋台	合計
桧	2,284	404	20	2,708
櫻	489	168	0	657
松	816	115	0	931
杉	346	114	0	460
さわら	105	0	0	105
合計	4,040	801	20	4,861

名古屋城整備課題検討調査報告書(平成23年3月)より抜粋

柱については、無節から小節程度とし(長物材は節付有)、木曽桧以外の桧(吉野材など他の国産桧)も使用する。

(参考) 木材の仕様

材種	大天守	小天守	橋台
桧	国産	国産	国産
櫻、松、杉、さわら	国産	国産	—

名古屋城天守閣木造復元概算経費・工期算出調査報告書(平成25年3月)より抜粋

6. 石垣の概要

(1) 石垣の現況

- ・現在の石垣は、慶長15年(1610年)に築造したものであるが、天守台石垣の不同沈下と孕み、上部建築の傾斜が際立つようになったため、宝暦期(1751年～1763

年)のうち、宝暦5年(1755年)までに修理工事を行っている。

- ・その後、昭和32年に2度目の修理が行われており、400年間で2回修理を行った歴史的経過がある。
- ・現在、孕みも見られる状況である。
- ・名古屋城は戦災で焼けており、その際に熱の影響を受けている石垣が多くあり、そういう石は石自体の強度が低下している。
- ・石垣の石材は、花崗岩・花崗閃緑岩、砂岩が多く使用されている。花崗閃緑岩は三河湾産、砂岩は美濃産と考えられる。
- ・石垣を支えている基礎地盤の安全性もあるため、木造天守の復元工事の際には、基礎地盤について確認する必要がある。

第4節 業務の実施

1. 基本事項

(1) 受注者の役割（適切なプロジェクトマネジメントの実施）

- ① 受注者は、提案事業費と完成期限を遵守し、本施設を本業務要求水準書及び技術提案書のとおりに完成させるため、施設整備を実施する設計、施工の段階において十分に能力が発揮できるように体制整備を図る。また、それらを統括する総括代理人を定め、品質確保等のプロセスを適切に計画、実行及び管理されるようにするなど、事業を統括管理させるものとする。
- ② 受注者は、設計、施工で実施する各業務に関して、施設整備をより適切に実施するために、その業務内容を精査した上で、業務分担を適切かつ具体的に定める。また、それぞれの業務分担における責任を果たすとともに、連帶して適切に業務を遂行するものとする。
- ③ 受注者は、的確に業務を実施できるように、総括代理人の統括管理の下、それぞれの業務の管理技術者、各主任技術者等にそれぞれの業務管理を行わせるとともに、必要な業務の漏れ、不整合その他の業務実施上の障害が生じないよう適切に業務間での調整を行うものとする。
- ④ 受注者は、文化財の復元に必要な諸手続において積極的に協力し、文化庁等関係機関との調整等に必要な資料を作成すること。また、地元有識者等の復元検討委員会等の開催を求められた場合は、速やかに準備・実施し工程に遅れが生じないようにすること。
- ⑤ 代表企業は、各構成員の意思伝達が円滑かつ迅速に進むよう適切な措置をとり、本市との協議等に遅延が生じないように受注者内の意思を集約するものとする。

2. 共通事項

(1) 提案事業費の遵守

- ① 受注者は、基本設計着手前及び基本設計終了時に科目別内訳表を作成し、本市の確認を受ける。また、実施設計終了時及び工事完了時に工事費内訳書を作成し、本市の確認を受ける。なお、建設費及び設計費等の各合計金額は、受注者の技術提案書において提案された提案事業費の各合計金額をそれぞれ下回るものとする。

- ② 事業期間中において、要求水準又は設計図書の変更に伴い、事業費の増加の恐れがある場合には、受注者は、コスト縮減の方法を検討し、必要となる要求水準又は設計図書の変更の調整について、変更金額一覧表とともに、その根拠が十分に説明できる資料を添えて本市と協議することにより、事業期間に渡って事業費を遵守するものとする。
- ③ なお、いずれの場合においても、受注者は各事業費確認書等の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を本市に説明するものとする。
- ④ スライド条項等は、契約時において別に定めるものとする。

(2) 要求水準の確認

① 要求水準の確保のための総括代理人による管理の基本的な考え方

総括代理人は、下記により、基本設計段階、実施設計段階及び施工段階の管理を行う。

- a) 設計時における、設計図書及び計算書等の書類の確認。
- b) 関係法令の手続等に必要な資料等の作成及び調査・実験等の実施前における実施計画書の確認。
- c) 各部位の施工前における、施工計画書、品質管理計画書及び施工図の確認。

② 要求水準確認計画書の作成

- a) 総括代理人は、前記を踏まえ、要求水準確認計画書を本市と協議の上で作成し、本市に提出するものとする。
- b) 総括代理人は、本施設の基本設計着手前に、設計業務に係る要求水準確認計画書を、設計業務の管理技術者及び各主任技術者等に作成させる。
- c) 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認事項毎に、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点）、確認をする者（設計業務担当、工事施工等業務担当）、その他必要な事項を記載するものとする。
- d) 関係法令の手続に必要な調査・実験等の実施前に、要求水準確認計画書を設計を担当する管理技術者及び各主任技術者等に作成させ、確認に必要な事項を記載するものとする。
- e) 総括代理人は、工事着手前に、工事施工等業務（工事施工）に係る要求水準確認計画書を、設計業務担当で作成することが適当と判断する部分については、設計業務の管理技術者及び各主任技術者に作成させ、その他の部分については工事施工等業務（工事施工）の監理技術者及び主任技術者等に作成させる。
- f) 工事施工等業務（工事施工）に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書に基づく設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、設計業務に係る要求水準確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には、設計業務（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等）、確認をする者（設計業務担当及び工事施工等業務担当）その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で、工事施工等業務（工事施工）に係る要求水準確認計画書として取りまとめるものとする。

g) 設計業務に係る要求水準確認計画書及び工事施工等業務（工事施工）に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計着手時、基本設計終了時、実施設計着手時、実施設計終了時、関係法令に基づく諸手続、建設工事着手時、その他の業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。

③ 要求水準確認書報告書の作成

総括代理人は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、要求水準確認報告書として取りまとめ、本市に説明し、確認を受ける。

(3) 完成期限の遵守

受注者は基本設計着手前までに、本市と協議を行い、各種書類の提出時期及び本市との協議調整工程を盛込んだ事業工程表を作成の上、本市に提出するとともに確認を受ける。

受注者における工程管理に当たっては、事業工程の遵守が図られるよう、継続的に事業の遅延の恐れのある事項を抽出し、自ら主体的に調整するものとする。その際、本市は受注者が実施する調整に協力するものとする。

受注者は、基本設計終了時及び実施設計終了時に、事業工程の変動の有無について確認を行い、完成期限内での完成に支障がないことを確認した上で、本市の確認を受けるものとする。

事業工程には下記の内容を記入する。

① 調査工程

② 設計工程

- ・ 基本設計の工程
- ・ 実施設計の工程
- ・ 文化財保護法に基づく現状変更許可の工程
- ・ 建築基準法第3条適用に係る工程
- ・ 上記に伴い必要な調査・実験等の工程
- ・ その他関係法令に関する協議等の工程
- ・ 透視図、模型等の提出時期
- ・ その他設計の工程管理に必要な事項

③ 施工工程

「仮設」、「躯体」、「仕上げ」、「電気設備」、「給排水衛生設備」、「消防設備」、「昇降機設備」及び「解体」等各工事における工程、その他施工の工程管理に必要な事項を記載するものとする。

④ 本市への施設の引渡し工程

3. 設計業務（基本設計、実施設計、施工技術検討）及び工事施工等業務（施工技術検討）

設計業務（基本設計、実施設計、施工技術検討）及び工事施工等業務（施工技術検討）は、本業務要求水準書によるほか、「建築基本設計委託仕様書」、「建築実施設計委託仕

様書」、「名古屋城天守閣整備事業特記仕様書」により実施する。

4. 工事施工等業務（工事施工）

工事施工等業務（工事施工）は、本業務要求水準書等に基づき作成された、設計図書及び「名古屋城天守閣整備事業現場説明書 工事施工等業務（工事施工）」により実施する。

【別添資料 1】

用語の定義

用語	内容
本業務要求水準書	「名古屋城天守閣整備事業業務要求水準書」を示す。
本事業	「名古屋城天守閣整備事業」を示す。
受注者	本事業を受注した者をいう。
技術提案参加者	競争参加資格の確認を経て競争参加資格があると認められた者をいう。
特別史跡名古屋城跡全体整備計画	現在の名古屋城の整備計画を位置づけるものをいう。
昭和実測図	昭和 7 年から昭和 27 年にかけて整備された焼失前の実測図
史料・文献等	名古屋城総合事務所、名古屋城振興協会、名古屋市博物館、鶴舞中央図書館、蓬左文庫、徳川林政史研究所、防衛省、宮内庁、国立公文書館、京都市立芸術大学芸術資料館、東京都立中央図書館、文化財建造物保存技術協会が所蔵するものをいう。
大天守閣	本事業により復元される木造の天守閣のことをいう。
小天守閣	本事業により復元される木造の小天守閣のことをいう。
橋台	本事業により復元される大小の天守閣を連結する部分をいう。
ケーソン基礎	石垣内に築造された、現天守の基礎部分をいう。
現天守閣	昭和 32 年に再建された鉄筋鉄骨コンクリート造の大天守、小天守及び橋台部分をいう。
金鰐	現天守の大棟の東西に設置されている金の鰐をいう。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすることをいう。
関係法令等	文化財保護法、建築基準法、消防法、都市公園法、都市計画法、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例、名古屋市緑化地域制度、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、環境保全条例（CASBEE）名古屋市駐車場条例、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）

【別添資料2】

適用基準一覧

<積算基準>

- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築数量積算基準・同解説（建築工事建築数量積算研究会）
- ・建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事積算基準（名古屋市住宅都市局）
- ・機械設備工事積算基準（名古屋市住宅都市局）
- ・電気設備工事積算基準（名古屋市住宅都市局）

<設計基準>

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- ・建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル（日本建築主事会議監修）
- ・名古屋市建築物環境配慮指針(CASBEE 名古屋)（名古屋市住宅都市局）
- ・名古屋市福祉都市環境整備指針（名古屋市健康福祉局）
- ・名古屋市雨水流出抑制実施要綱（名古屋市緑政土木局）
- ・公共建築物のユニバーサルデザイン整備基準（名古屋市住宅都市局）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示）
- ・木造計画・設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・木造計画・設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領（文化庁文化財部監修）
- ・建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所他監修）

<建築工事>

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（上巻・下巻）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・建築物解体工事共通仕様書（公共建築協会編）
- ・營繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方 建築編（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・管理者のための建築物保全の手引き（建設大臣官房官庁營繕部監修）

<電気設備工事>

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁營繕部設備・環境課）
- ・營繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方 建築設備編（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・電気設備工事設計・施工マニュアル（名古屋市住宅都市局）

<機械設備工事>

- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁營繕部設備・環境課）
- ・營繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方 建築設備編（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・機械設備工事設計・施工マニュアル（名古屋市住宅都市局）

<その他工事>

- ・土木工事標準仕様書（名古屋市緑政土木局）
- ・工事共通構造図（名古屋市緑政土木局）
- ・建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）

<準用仕様等>

- ・建築基本設計委託仕様書（名古屋市住宅都市局）
- ・建築実施設計委託仕様書（名古屋市住宅都市局）
- ・工事特記仕様書（名古屋市住宅都市局）
- ・住宅都市局工事施行要綱（名古屋市住宅都市局）
- ・電子納品に関する運用基準（建築・建築設備編）（名古屋市住宅都市局）

名古屋城天守閣整備事業にかかる
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による
公募型プロポーザル実施要領

平成27年11月 日

（趣旨）

第1 この要領は、名古屋市が発注する名古屋城天守閣整備事業において、発注者が仕様の確定が困難な場合に適用される技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）により公募型プロポーザルを実施するために、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドラインを参考に必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 技術提案・交渉方式 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第18条の規定により、発注者が工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において発注の実績等を踏まえ必要があると認め、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約する方式をいう。
- (2) 設計交渉・施工タイプ 発注者が最適な仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方法をいう。
- (3) 優先交渉権者 技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けをし、第1位となつた者で、設計業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、工事の契約を締結する者をいう。
- (4) 技術提案・交渉方式評価委員 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領に基づく評価委員をいう。
- (5) 評価基準等 技術提案等を評価するための、評価項目、評価基準及びその配点並びにその他評価に必要な事項をいう。
- (6) 技術評価点 競争参加者の技術提案等について、評価基準等に基づき算出された得点をいう。

（学識経験者の意見聴取）

第3 技術提案・交渉方式の実施にあたり、公告前、技術審査段階、価格等の交渉段階等において、学識経験者から市長が指名する技術提案・交渉方式評価委員の意見聴取を実施する。

（競争参加資格）

第4 市長は、当該公募型プロポーザルに参加するために必要な、履行実績等の参加資格を定める。

(評価基準等の設定)

第5 市長は、技術提案等を評価するため、あらかじめ評価基準等を設定する。

(参考額の設定)

第6 市長は、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、参考額を設定することができる。

(優先交渉権者の選定方法)

第7 市長は、第5で設定した評価基準等に基づき算出された技術評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(優先交渉権者等の通知)

第8 市長は、優先交渉権者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。また、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨を通知する。

(公告及び実施説明書)

第9 市長は、技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザルを実施する場合は、工事概要等について公告や実施説明書により公表する。

(基本協定書)

第10 市長は、優先交渉権者との間で設計業務の契約を締結するにあたり、設計業務完了後の工事の契約に向け当事者の義務に関する事項等について基本協定を締結するものとする。

(価格等の交渉)

第11 市長は、優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けてその内容確認を行い、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を実施する。

(評価結果等の公表)

第12 市長は、技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザルを実施した場合は、第8に規定する優先交渉権者等の通知後、評価結果等を速やかに公表する。

(技術提案等の評価理由の説明)

第13 競争参加者は、第12に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して7日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に定める休日を含まない。)以内に、当該競争参加者本人における技術提案等の評価の理由について、市長に対して書面(様式自由)により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して原則として10日以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、評価委員について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成27年11月10日から施行する。

名古屋城天守閣整備事業にかかる
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による
公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領

平成27年11月10日

（趣旨）

第1条 この要領は、名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルを実施するにあたり、中立、公平かつ公正な評価を行うために意見を聴取する、評価委員について必要な事項を定める。

（役割）

第2条 評価委員は、名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施に関する事務の取扱い第2に規定する事項について意見を述べるものとする。

（指名）

第3条 評価委員は、建設技術、入札・契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が指名する。

（意見聴取）

第4条 市は、会議を開催して第2条に規定する評価委員の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要な場合に個別に意見を聞くことを妨げない。

（守秘義務）

第5条 評価委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（謝金等）

第6条 意見聴取に対する謝金の額は、日額12,600円とする。

2 在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第3号）別表第2に定める都市の区域内に勤務地及び住所（住所と居所が異なる場合は居所）を有しない評価委員が会議に参加したときは、原則として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を準用して算定した旅客運賃等の額とする。

様式1

平成 年 月 日

○○○○ 様

名古屋市長
○○ ○○

技術提案等の評価理由について（回答）

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施要領第13の規定に基づき、平成○○年○○月○○日付けで説明請求のありました件につきまして、下記のとおり回答します。

記

・評価理由

担当部署 名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所
電 話 052-972-○○○○

名古屋城天守閣整備事業にかかる
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による
公募型プロポーザル実施に関する事務の取扱い

第1 趣旨

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施要領及び名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領に定めがあるものを除くほか、必要な事項について定める。

第2 学識経験者の意見聴取

技術提案・交渉方式の実施にあたり、学識経験者から意見聴取を実施する。

- 2 公告前においては、次の事項について意見聴取を実施する。
 - (1) 技術提案・交渉方式の適用の可否（適用の妥当性）
 - (2) 技術提案範囲・項目・評価基準（範囲・項目・評価基準の妥当性）
 - (3) 参考額の設定方法（参考額の設定方法の妥当性）
 - (4) 交渉手続（参考額の設定を含めた価格等の交渉の実施に係る事項、交渉結果の公表事項の妥当性）
- 3 技術審査段階においては、次の事項について意見聴取を実施する。
 - (1) 各競争参加者の技術提案内容（提案内容の成立性・妥当性）
 - (2) 個別評価項目の技術審査・評価（各技術提案の個別評価項目に対する審査・評価、又はその妥当性）
 - (3) 各競争参加者の技術評価点・順位（技術評価点・順位の妥当性）
 - (4) 技術提案に対する講評（技術提案に係わる競争参加者全般にわたる総合講評及び各競争参加者に対する個別講評の妥当性）
 - (5) 優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定（非選定とする理由等の妥当性）
 - (6) 価格等の交渉手順（価格等の交渉手順の妥当性）
- 4 価格等の交渉段階においては、次の事項について意見聴取を実施する。
 - (1) 価格等の交渉の合意の内容（合意した見積条件、工事費等の妥当性）
 - (2) 交渉成立・不成立（交渉を成立又は不成立とすることの妥当性）
 - (3) 予定価格（算定の考え方の妥当性）
- 5 その他必要に応じて意見聴取を実施する。

第3 競争参加資格

当該公募の競争参加資格について、次の事項を定めるものとする。

- (1) 企業の能力（同種工事の施工実績等）
- (2) 技術者の能力（資格等）
- (3) その他必要な事項
- 2 競争参加資格の確認通知については、名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号。以下「手続要綱」という。）第12条の規定を準用する。第12条中「競争入札参加資格」とあるものは「競争参加資格」、「落札決定」とあるものは「優先交渉権者選定」と読み替えるものとする。
- 3 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明については、手続要綱第13条の規定

を準用する。第13条中「競争入札参加資格」とあるものは「競争参加資格」と読み替えるものとする。

第4 参考額の設定

参考額は単なる目安であり、予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

2 設計業務及び工事の契約に関する参考額の設定

参考額の設定方法及びその適用において、概算工事費等に関する過去の調査結果、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとする。設定方法については、あらかじめ学識経験者からの意見を聴取する。

第5 技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。技術提案の審査の際には学識経験者から意見を聴取する。

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。

第6 優先交渉権者等の通知

優先交渉権者として選定した者に対しては、優先交渉権者として選定された旨を書面により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外のものに対しては、交渉権者として選定された旨を同じく書面により通知する。

第7 公告及び実施説明書に掲げる事項

公告及び実施説明書には次の事項を掲げるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルを実施すること
- (3) 競争参加資格
- (4) 優先交渉権者の選定に関する事項
- (5) 競争参加資格の確認等に関する事項
- (6) 技術提案書等の確認等に関する事項
- (7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時
- (8) 技術提案内容の変更に関する事項
- (9) その他公募を実施するにあたり必要な事項

第8 基本協定書

優先交渉権者との間で設計業務の契約を締結するにあたり、設計業務完了後の工事の契約に向け、次の事項に関する基本協定書を締結するものとする。

- (1) 当事者の義務に関する事項
- (2) 設計業務の契約に関する事項
- (3) 價格等の交渉による工事請負契約に関する事項
- (4) 價格等の交渉の不成立に関する事項
- (5) その他必要な事項

第9 設計業務

(1) 設計業務の契約

優先交渉権者の選定後、設計業務について見積合せを実施した上で契約を締結するものとする。また、設計業務の契約にあわせて第8の規定に基づく基本協定書も締結するものとする。

(2) 設計図書

設計業務の特記仕様書に全体工事費の算出に関する項目を追加するものとする。

第10 價格等の交渉

(1) 見積根拠の確認

積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。

(2) 見積条件の見直し

参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。

(3) 交渉の成立

価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

交渉の成立条件は、次の条件を満たしているものとする。

(ア) 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。

(イ) 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

(4) 交渉の不成立・契約額の変更

価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、協議のうえ実際の条件に合わせて契約額の変更を行う。

(5) 交渉の不成立時の対応

(ア) 手続き

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

ただし、価格等の交渉に期間を要すること等により、工事着手時期が変動し、公募条件である工期に遅れが見込まれる場合には、次順位の交渉権者を優先交渉権者としないことができる。

(イ) 当初の優先交渉権者の設計成果の扱い

当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様

に、設計業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、次順位の交渉権者による設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との設計業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の設計成果を参考とすることができるものとする。

(6) 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

(ア) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等(数量総括表、内訳書、単価表等の内容)について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(イ) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、予定価格を算定する。

第 11 契約書

技術提案・交渉方式により優先交渉権者を選定した場合、優先交渉権者選定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

第 12 評価結果等の公表

(1) 技術提案の評価結果等の公表

市長は、第 6に規定する優先交渉権者等の通知後速やかに次の事項を公表する。

(ア) 業者名

(イ) 各業者の技術評価点

(2) 価格等の交渉結果の公表

市長は、工事の契約後早期に次の事項を公表する。

(ア) 実施方法

(イ) 施工方法等の確認

(ウ) 価格交渉の内容

(エ) 学識経験者からの意見聴取状況

第 13 技術提案等の評価理由の説明

競争参加者から技術提案等の評価理由の説明要求があった場合は、様式 1により当該競争参加者に回答を行う。

附 則

この事務の取扱いは、平成27年 11月 日から施行する。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザルの実施に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 11月 1日から施行する。